

平成 17 年度

社会保険事業計画
(案)

社会保険庁

目 次

	頁
I. 事業運営方針 -----	1
II. 実施計画 -----	5
1. 適用事務に関する事項 -----	6
2. 保険料等収納事務に関する事項 -----	11
3. 保険給付事務に関する事項 -----	16
4. 年金相談等の充実に関する事項 -----	22
5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 -----	24
6. 業務全般に関する事項 -----	26
III. 月次計画 -----	37
(1) 新規事業計画 -----	38
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画 -----	44
(3) 会議計画 -----	47
(4) 広報計画（本庁実施分） -----	48
(5) 保険局・年金局・地方厚生局関係 -----	49
(6) 監察等計画（本庁実施分） -----	52
(7) 研修計画 -----	53
IV. 翌年次以降を含めた年次計画（参考） -----	57
V. 附属参考資料 -----	61

I. 事業運營方針

事業運営方針

社会保険制度は、国民が安心して生活をしていく上で、揺るがすことのできない社会基盤の根幹であり、いわば、国の基礎の一つである。これを安定的に運営することは、国民から付託された、極めて重要な使命である。

近年、社会保険制度は、幾多の制度改正を経て、複雑かつ高度なものとなり、長い歳月を重ねて成熟度を増し、少子高齢化社会を迎えて、財政規模もそのシステムも、大規模化の一途を進んでいる。これを、正確にかつ効率的に運営することは、極めて重要な課題である。

我が国の公的年金制度は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、国民生活に不可欠な存在となっている。高齢者にとってはもとより、老親や自分自身の老後の生活費についての不安を取り払うとともに、障害者や遺族となったときに、その生活の基礎的な部分を保障するという意味で、現役世代にとっても安心して社会経済活動ができることを保障する制度である。そのため、将来にわたり、公平で持続可能な制度として、大切に運営していくことが必要である。

また、国民皆保険制度は、今日の我が国における世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準の実現に大きく貢献し、国際的にも優れた制度と言える。世界にも例をみない急速な高齢化の進展により、老人医療費を始めとする医療費が年々増大しており、医療保険制度を将来にわたり揺るぎない持続可能なものとして、運営していくことが必要である。

社会保険庁は、昭和37年の創設以来、社会保険制度の安定運営を通じて、国民に奉仕すべく、努力を積み重ねてきたところであり、「親切、迅速、正確」という3Sのモットーを掲げて、日々の事業運営に努めてきた。

しかしながら、社会保険庁の事業の在り方については、昨年来、

- ・ 利用者の立場や目線に立ったものとなっていない
- ・ 税金や保険料を年金給付に関すること以外に安易に使っている
- ・ 個人情報保護の重要性等について意識が足りない
- ・ 保険料の徴収対策に真剣に取り組んでいない
- ・ 組織としての一体性や内部統制がとれていない
- ・ 国民に対する情報の提供が迅速・適切に行われていない

など、その問題点等について様々な指摘がなされた。

さらには、昨年9月には社会保険庁の元課長が収賄容疑で逮捕され、裁判で有罪となる不祥事が発生し、本年1月には社会保険庁に係る不祥事案についての調査報告書を公表した。

社会保険制度は、国民の信頼があつてこそ成り立つものであり、損なわれた国民の信頼を回復するためには、提起された様々な厳しい批判を真摯に受け止め、社会保険庁の改革を速やかに進めていくことが必要である。

そこで、昨年8月に、社会保険庁改革推進本部を発足させ、秋には、国民サービスの向上、予算執行の透明性の確保、個人情報保護の徹底、保険料徴収の徹底、組織の改革の5つの柱にわたる業務改革メニューとして、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめるとともに、11月には、「社会保険庁は変わります」宣言を発表し、今後、社会保険庁が具体的にどのように変わっていくかを国民の皆様にも明らかにし、職員一人一人の手によって、これらの取り組みを確実に成し遂げていくことを約束した。

既に、国民年金保険料の納付率を引き上げるための社会保険事務所ごとの数値目標を盛り込んだアクションプログラムを実施に移し、また、相談窓口の月曜夜7時までの時間延長、土曜・日曜の一部開庁を開始するなどをはじめとして、目に見える成果を上げるべく、取り組んでいるところである。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットとしての役割を担う重要な制度であり、国民の信頼に応えられるよう、全力を挙げて、事業運営に取り組むこととする。

1. 国民サービスの向上

国民サービスの向上については、次の方向により、利用者の立場に立ったサービスの提供を図ることとする。

① 国民ニーズの把握

・利用者である国民のニーズを十分に知って、業務に反映させる取り組みを進める。

② ニーズに対応したサービスの提供

・多様化・高度化する国民のニーズに応えるサービスの提供を行う。

③ 必要なサービスを提供するための体制等の見直し

・必要なサービスを円滑に提供できるよう、社会保険事務所の体制等の見直しを行う。

2. 予算執行の透明性の確保等

予算執行に当たっては、次の方向により、事業の徹底した見直しによる経費節減、予算執行上の無駄の排除及び安易な随意契約の廃止への取り組みの徹底を図る。

① 不適切な予算執行の排除

・予算執行に当たっては、その必要性等を十分精査し、予算執行上の無駄を排除する。

② 予算執行の透明性の確保

・競争入札等の徹底を図り、調達における競争性・透明性を向上させる。

③ 新たなチェックシステムの的確な実施

・平成16年度に本庁に設置した「調達委員会」及び「随意契約審査委員会」並びに、平成17年4月までに地方社会保険事務局に設置する「契約審査会」の下で、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減を図る。

- ・平成16年度に経理課内に設置した監査指導室において、本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査を的確に実施し、内部監査の充実を図る。

3. 個人情報保護等の徹底

個人情報保護については、平成16年度において、次の方向により、個人情報保護等のチェックシステムを強化したところであり、これに基づき、徹底を図る。

① 個人情報管理システムの強化

- ・個人情報へのアクセスの制限を図ることにより、個人情報の保護のための管理システムを強化する。

② 規定の整備等

- ・個人情報保護に関する内部規定を整備し、職員に周知。

③ 監視体制の強化

- ・被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格化。

4. 保険料徴収の徹底

保険料徴収については、次の方向により、適用・徴収対策の強化と基礎年金番号による生涯にわたる記録管理の適正化を図る。

① 要因別収納対策等の推進

- ・未納等の要因別収納対策の徹底や、制度改正事項の着実な実施により、納付率を向上させる。

② 社会全体での取組の推進

- ・関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下に、社会全体で納付率アップの加速化のための取組を推進する。

③ 年度別行動計画に基づく収納対策の推進

- ・平成19年度までに国民年金の納付率を80%に回復させるという当面の目標を着実に実現するため、社会保険事務所毎の年度別行動計画に基づき、着実な収納対策の実施を図る。

5. 組織の改革

社会保険庁の組織については、内閣官房長官の下に置かれた「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」における議論の結果を踏まえ、組織の改革を行うこととなるが、当面、次の方向により、社会保険事業の運営主体に必要な組織体制への改革を進めていく。

① 内部統制（ガバナンス）等の強化

- ・社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図る。

② 組織・人員の配置の見直し

- ・組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図る。

③ 職員の意識改革

- ・職員の意識改革を図るとともに、業務改善・効率化意欲を向上させるインセンティブを付与する。

Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述
(但し、6(2)(5)(6)は、社会保険庁が定める独自の目標)

【計画】中、※は緊急対応プログラムの事項

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。
(但し、3(1)①、(2)②、6(1)のサービススタンダードは、社会保険庁が定める独自の目標)

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成17年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成17年度の見込数値を計上している。

1. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の適正化

① 20歳到達者の完全適用

【目標】 住民基本台帳ネットワークシステムより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。

〔数値目標〕 20歳到達者の完全適用

【計画】

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムから取得した20歳到達者の中から、基礎年金番号が付番されていない新規適用者を抽出し、基礎年金番号を付番するとともに、適用勸奨状を送付して届出手続の勸奨を実施する。
- イ 届出勸奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資格取得処理を行い、年金手帳を送付する。
- ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない20歳到達の在日外国人を把握する方法を検討する。

計画数値	17年度計画	15年度実績
・20歳到達者の適用率 (住民基本台帳ネットワークにより把握したもの)	100%	100%

② 転業転職者等の種別変更の適正な届出励行

【目標】 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。

〔数値目標〕 届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数が前年度を下回るものとする
こと。

【計画】

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。※
- ウ 国民年金事務指導員による届出励行を実施する。
- エ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。
- オ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勸奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- カ 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勸奨等を実施する。

計画数値	17年度計画	15年度実績
・各種届出の届出遅れに係る 勸奨状送付件数	3,941,390件	4,233,039件

(2) 健康保険・厚生年金・船員保険の適用の適正化

① 適用対象事業所の適用促進

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適用を促進する。

【計画】

ア 健康保険・厚生年金

- ・ 法人登記申請書、雇用保険の適用事業所情報等を活用し、適用対象事業所を把握する。
- ・ 適用対象事業所の事業主に対し、社会保険労務士等による巡回説明を実施する。
- ・ 一定規模以上の従業員を使用する適用対象事業所を対象として、重点的な加入指導（職権適用を含む。）を実施する。

（注）「一定規模以上」とは、当面、次のとおりとする。

	平成17年度	平成18年度
重点的な加入指導対象	15人以上	10人以上
職権適用対象	20人以上	15人以上

- ・ 平成17年度創設の市場化テストのモデル事業として、5か所の社会保険事務所の適用促進業務（ただし、適用対象事業所の把握業務及び加入勧奨業務に限る。）を包括的に委託する。

イ 船員保険

- ・ 地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、適用対象船舶所有者を把握する。
- ・ 漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

計画数値	17年度計画	15年度実績
・ 新規適用事業所数		
健康保険・厚生年金	前年度を上回る	54,145所
船員保険	前年度を上回る	171所
・ 巡回説明実施事業所数		
健康保険・厚生年金	62,076所	32,428所
・ 重点加入指導実施事業所数		
健康保険・厚生年金	4,064所	—
見込数値	17年度見込	15年度実績
・ 全被保険者資格喪失事業所数		
健康保険・厚生年金	64,300所	74,349所
船員保険	528所	468所
・ 適用事業所数		
健康保険	1,537,000所	1,488,205所
厚生年金	1,678,000所	1,623,766所
船員保険	6,041所	6,460所

② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

〔数値目標〕 適用事業所数に対する事業所調査件数（定時決定調査を除く。）の割合が、4分の1以上となること。

【計画】

- ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や平成15年度から被保険者ごとに届出が必要となった賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。
- イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所等に対する重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- エ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- オ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。

見込数値	17年度見込	15年度実績
・賞与支払事業所数（年度延数）		
健康保険	1,733,100所	1,678,038所
厚生年金	2,025,000所	1,959,536所
船員保険	3,978所	4,254所
・資格取得被保険者数		
健康保険・厚生年金	5,735,600人	6,016,219人
船員保険	18,472人	21,797人
・資格喪失被保険者数		
健康保険・厚生年金	5,403,300人	6,162,167人
船員保険	21,281人	26,846人
・被保険者数		
健康保険	19,150,000人	18,815,485人
厚生年金	32,838,000人	32,120,748人
船員保険	60,829人	68,949人
・被扶養者数		
健康保険	17,192,900人	16,706,702人
船員保険	100,601人	116,197人

(3) 基礎年金番号の適正な管理

基礎年金番号による被保険者記録の正確な管理

【目標】 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

【計画】

- ア 基礎年金番号による適正な届出の周知
- ・資格取得届及び住所変更届等の届書が基礎年金番号により適切に行われるよう、事業主に対して適正な届出の励行指導を行う。
- イ 基礎年金番号の適切な払出
- ・被保険者資格の新規取得時に、二重付番が行われないよう、疑重複調査確認票による基礎年金番号の照会を徹底する。
- ウ 複数の年金手帳記号番号の計画的整理
- ・平成9年1月前に加入していた国民年金及び厚生年金保険等の年金手帳記号番号を基礎年金番号へ登録するため、平成10年度から平成18年度までの間、年金手帳記号番号を有すると思われる被保険者に対して計画的に照会を行う。なお、平成17年度においては、昭和35年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者を対象としている。
 - ・被保険者からの回答に基づき年金手帳記号番号を基礎年金番号に登録した結果、国民年金と厚生年金保険の被保険者期間が重複した場合には、その記録整備を行う。

見込数値

	17年度見込	15年度実績
・他制度加入照会者数	1,826,277件	666,317件
・年金手帳記号番号回答票数	913,000件	348,590件

2. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の収納率の向上

① 国民年金保険料の確実な収納

【目標】 国民年金保険料の確実な収納を図る。

〔数値目標〕 ・平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、平成17年度の国民年金保険料納付率を69.5%以上とすること。

・口座振替実施率^{注)}を37.1%とすること。

注) 「口座振替実施率」とは、「国民年金保険料を納付しなければならない被保険者の人数」に対する「口座振替によって保険料を納付することとしている者の人数」の割合をいう。

【計画】

ア 社会保険事務所毎に策定した年度別行動計画に基づき、納付督励等を実施する。

- ・1ヶ月でも未納となった被保険者に対し、納付月数等の納付状況を記載した国民年金保険料納付勧奨通知書(催告状)を送付し、納付意識の喚起を図るとともに、未納保険料の納付を督励する。
- ・催告状によっても納付に結びつかない未納被保険者に対し、電話により未納保険料の納付を督励する。
- ・催告状及び電話によっても納付に結びつかない未納被保険者に対し、戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等を実施する。
- ・年金手帳を送付することにより職権適用した被保険者に対し、戸別訪問による制度周知及び納付指導を実施する。
- ・役場、スーパーなどにおいて、未納保険料の納付相談等、いわゆる集合徴収を実施する。

イ 収納対策強化社会保険事務局及び社会保険事務所の指定を行うとともに、当該事務局等に対する重点的な指導・支援を実施し、納付率の改善を図る。

ウ 資格取得時等における口座振替の勧奨及び平成17年4月からの口座振替割引制度導入に併せた広報等により、口座振替の加入促進を図る。特に、未納者に対する戸別訪問等において、口座振替への切替を徹底して勧奨する。※

エ 平成16年から実施しているコンビニエンスストアやインターネットバンキングによる保険料納付の周知を図り、その利用の促進を図る。※

オ 行動計画の実施結果を分析し、未納者に対する効果的な納付督励の手法の検討・普及等を図る。※

カ 協力が得られる同業者団体等へ保険料収納を委託する。

キ 市町村から提供された所得情報(平成16年10月から実施)を活用して、納付督励に引き続いて強制徴収を行うなどにより強制徴収の実施規模の拡大を

図る。※

なお、所得情報の提供についての協力が得られない市町村に対しては、引き続き協力の要請を実施する。

ク 保険料納付意識の徹底を図るため、平成17年2月に平成16年中の納付額を記載した「国民年金保険料の納付額のお知らせ」を送付したところであるが、平成17年度は、「国民年金保険料納付額証明書」として、平成17年11月（平成17年1月から9月末までに保険料を納付した者）及び平成18年2月（平成17年9月以前に保険料納付実績がなく10月から12月末までに納付した者）に送付する。※

ケ 平成17年度創設の市場化テストのモデル事業として、5か所の社会保険事務所の収納業務を委託する。

計画数値	17年度計画	15年度実績
・催告状発行件数	行動計画で定める件数	38,240,000件
・電話納付督促件数	行動計画で定める件数	5,100,000件
・戸別訪問件数	行動計画で定める件数	9,610,000件
・最終催告状発送件数	—	9,654件
・督促状送付件数	—	394件
・口座振替実施率	37.1%	35.1%
・コンビニ収納件数	5,000,000件	—
・保険料納付率	69.5%	63.4%
・保険料納付月数	140,200,000月	134,920,000月
見込数値	17年度見込	15年度実績
・保険料納付対象月数	201,790,000月	212,760,000月

② 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知徹底

【目標】 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。

【計画】

- ア 障害年金等を受けている場合など、国民年金法で定められた要件に該当すれば当然に保険料が免除される法定免除や、保険料を納めることが経済的に困難な被保険者からの申請に基づき、所得に応じて全額又は半額の保険料納付が免除される申請免除についての周知を図る。
- イ 学生でない若年被保険者からの申請に基づき、本人及び配偶者の所得要件のみで保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度（平成17年4月から新規実施）の周知を図る。
- ウ 学生である被保険者からの申請に基づき、本人の所得要件のみで保険料納付が猶予される学生納付特例制度の周知を図る。
- エ 保険料免除期間及び学生納付特例期間についての保険料の追納勧奨を実施する。
- オ ハローワークとの連携により、失業者に対し特例免除制度の周知を図る。※
- カ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には免除制度の利用について申請勧奨を実施する。※
- キ 申請から承認までの審査事務の迅速化を図る。

見込数値	17年度見込	15年度実績
・ 免除件数	3,632,129件	3,090,354件
・ 若年者納付猶予件数	650,000件	—
・ 学生納付特例件数	1,854,944件	1,675,788件
・ 追納件数	691,806件	405,600件

(2) 健康保険・厚生年金・船員保険の徴収対策の推進

① 社会保険料等の確実な収納

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率

健康保険：97.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

厚生年金：97.9%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

船員保険：91.1%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

・口座振替実施率

健康保険：81.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

厚生年金：83.6%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

船員保険：56.7%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

【計画】

ア 納期内納入の励行指導

- ・保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。
- ・残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導を行う。
- ・その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ・保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくなるうちに保険料の徴収を行う。
- ・滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に努める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、実効のある処分を行う。
- ・長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施する。

見込数値	17年度見込	15年度実績
・保険料等収納額		
健康保険	65,067億円	63,741億円
厚生年金	198,959億円	192,425億円
船員保険	618億円	682億円
児童手当	1,326億円	1,329億円
・保険料等調定額		
健康保険	66,745億円	65,529億円
厚生年金	202,659億円	196,471億円
船員保険	687億円	749億円
児童手当	1,347億円	1,339億円

② 労働保険との徴収事務一元化の推進

【計画】

- ア 平成15年度から取り組みを開始した社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について、これまでに実施している取り組みを一層推進する。
- (ア) 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の推進
- ・ 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付
社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書の受付
 - ・ 賃金・保険料額に関する事業所調査の共同実施
社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を共同で実施
 - ・ 事業所説明会の開催
算定基礎届説明会及び年度更新説明会を開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施
 - ・ 滞納整理の実施
社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促の共同実施、差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施
- (イ) インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付
- ・ 社会保険と労働保険の各種届出の共通項目について一括（7グループ19届出）して行うことができることとした。
- イ 17年度までに更に効率化できる事務処理方法等を検討し、可能なものから逐次実施※

計画数値	17年度計画	15年度実績
・ 共同調査 （共同調査事業所数）	1,500件	582件
・ 滞納整理 （共通滞納事業所選定数）	前年度を上回る	—

3. 保険給付事務に関する事項

(1) 年金給付の的確な実施

① 年金給付の適正化

【目標】年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数（平成17年度の当面の目標）

- ・ 老齢基礎・老齢厚生年金
： 2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）
- ・ 遺族基礎・遺族厚生年金
： 2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）
- ・ 障害基礎・障害厚生年金
： 3ヶ月半以内

【計画】

ア 年金請求者の利便性の向上と事務処理日数の短縮化を図るため、平成17年10月より、新たに、年金支給年齢に到達する直前に、年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を郵送する仕組み（ターンアラウンド方式）を実施する。※イ 58歳到達時において年金加入記録のお知らせを本人宛に送付し、事前に年金加入記録を確認していただくことにより、裁定請求時の加入記録の再確認をできる限り不要とし、年金裁定の迅速化を図る。

見込数値	17年度見込	15年度実績
・ 年金給付費		
基礎年金（国民年金）	148,251億円	133,029億円
厚生年金	225,347億円	208,140億円
・ 年金受給権者数		
基礎年金（国民年金）	24,588,082人	22,543,518人
厚生年金	26,063,023人	23,147,746人
船員保険（新法）	2,122人	2,027人
・ 新規裁定受給権者数		
基礎年金（国民年金）	510,956人	535,287人
厚生年金	1,918,353人	1,709,963人
船員保険（新法）	46人	67人

② 年金受給権者に対する適正な届出の周知

【目標】 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。

【計画】

ア 新規裁定の年金受給者に対する周知

- ・年金の新規裁定者全員に対するパンフレットの送付
- ・老齢を支給事由とする年金の新規受給者に対する説明会の実施

イ 老齢厚生年金受給者の現況届の就労情報を活用した資格取得届の届出指導

計画数値	17年度計画	15年度実績
・老齢年金新規受給者への説明会開催回数	3,343回	3,173回
見込数値	17年度見込	15年度実績
・新規裁定者あてパンフレット送付件数	2,099,582部	2,152,893部

(2) 保険給付の的確な実施

① 医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額

- ・健康保険： 3, 740円以上で、かつ、前年度の実績を上回る
- ・船員保険： 11, 185円以上で、かつ、前年度の実績を上回る

【計画】

- ア 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施
- ・内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。
 - ・外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。
 - ・点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。
 - ・レセプト点検の効果的な改善手法を検討する。※
- イ レセプト点検調査結果等の活用
- ・保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。
 - ・重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。
- ウ 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使
- ・交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。
 - ・債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の的確な債権管理を実施する。
- エ 被保険者等に対し12ヶ月分を対象に計画的に医療費通知の送付を行う。
- オ 高医療費地域における医療費適正化対策の実施
- ・レセプト情報から事業所毎の医療費特性等の分析を行う。
 - ・分析結果を基に内容点検における重点事項を定めるとともに、保健師を事業所に派遣し、事業主及び被保険者に対し健康管理及び健康づくり等の認識を喚起させるための指導を行う。

見込数値	17年度見込	15年度実績
・医療給付費		
健康保険	35,387億円	33,625億円
船員保険	199億円	213億円
・医療費通知件数		

健康保険	22,229,447件	1,377,951件
船員保険	61,431件	19,863件
・負傷原因照会件数	376,486件	373,492件
・求償件数		
健康保険	172,685件	167,926件
船員保険	701件	762件
・求償決定額		
健康保険	8,833,957,782円	9,519,098,753円
船員保険	70,587,192円	72,132,304円

② 現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに迅速な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数

- ・ 傷病手当金 : 3週間以内
- ・ 出産手当金 : 3週間以内
- ・ 出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 家族出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 埋葬料（費） : 3週間以内
- ・ 家族埋葬料 : 3週間以内

【計画】

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

見込数値	17年度見込	15年度実績
・ 現金給付費		
健康保険	5,372億円	4,894億円
船員保険	53億円	55億円
・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）		
健康保険	1.26日	1.38日
船員保険	6.09日	6.26日

③船員保険の失業保険金の認定及び支給の適正化

【目標】 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。

【計画】

- ア 失業の認定を行っている地方運輸局等と連携し、失業保険給付金の適正化を図る。
- イ 船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間を定め、受給者実地調査を実施する。

見込数値	17年度見込	15年度実績
・失業保険金給付費	40億円	47億円

4. 年金相談等の充実に関する事項

①年金相談体制の充実

【目標】被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。

【計画】

- ア 社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談について平成16年度までに開始した取組を推進し、平成17年度においては更なる充実を図る。 ※
- ・ 昼休み時間帯における相談の実施※
 - ・ 平日における相談時間の延長※
 - ・ 土日における相談の実施※
 - ・ お盆明けにおける相談時間の延長※
 - ・ 11月の年金週間における平日夜間及び休日の相談の実施※
 - ・ 予約制の導入モデル事業の実施※
 - ・ 障害者・高齢者に配慮したファックスによる年金相談※
- イ 平成17年度から、社会保険事務所等における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関する情報提供を行う対象者の範囲を55歳以上から50歳以上に引き下げる。 ※
- ウ 社会保険事務所等に行かなくても年金相談ができるよう、年金電話相談センターについて、効率的・効果的な電話相談の充実方策を講じる。 ※
- エ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、年金相談センターの増設及び移転・廃止を行う。 ※
- オ 社会保険事務所におけるワンストップサービスの実現のため、全ての社会保険事務所に総合相談室を設置する。 ※
- カ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎を活用した相談事業を検討する。 ※
- キ 社会保険労務士等について、年金相談業務における活用方策や社会保険事務所の審査業務等の簡略化に資する活用方策を検討する。 ※
- ク 年金相談に関し、ファイナンシャルプランナーの活用、金融機関における対応など、民間ビジネスとしての環境整備方策について検討する。 ※
- ケ 平成17年度創設の市場化テストのモデル事業として、2か所の年金電話相談センターの相談業務を外部委託する。

見込数値

	17年度見込	15年度実績
・年金相談者数（来訪相談者数）	10,390,000人	8,586,628人

②年金個人情報提供の充実

【目標】年金個人情報の提供の充実を図る。

【計画】

ア 年金個人情報の提供については、平成16年1月から、インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、郵送により提供を行ってきたところであり、平成17年1月末からは、厚生労働省電子申請・届出システムを利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用してインターネットで提供を行っているところである。※

さらに、平成17年度から、本人確認を厳格に行いつつ、ID・パスワード認証方式による仕組みを構築し、年金加入記録を即時に回答できるようにする。※

イ 平成17年度は、国民年金第1号被保険者を対象に直近1年間の各月の年金加入状況を通知するとともに、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者については、平成18年度実施に向けて、住所記録の整備を行う。※

ウ 年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者記録を直接本人宛に通知するとともに、希望する方に対しては年金見込み額を別途通知する。※

計画数値		17年度計画	15年度実績
	・年金加入状況の通知件数	22,921,000件	—
	・被保険者記録の事前通知件数	1,630,000件	102,000件
見込数値		17年度見込	15年度実績
	・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	323,000件	56,073件

5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

①保健事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施すること。

特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

〔数値目標〕・健診実施割合

(健康保険) 30.2%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

(船員保険) 40.5%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

・事後指導実施割合

33.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る

【計画】

ア 生活習慣病予防健診事業の実施

- ・一般健診（C型肝炎ウイルス検査を含む）等の実施

イ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

- ・健康づくり指導講習会の開催等
- ・心の健康（メンタルヘルス）のための講習会、相談会等の事業を実施
- ・生活習慣病予防健診結果が「軽度異常」「要経過観察」と判定された者に対する保健師を活用した事後指導の実施
- ・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導管理を受けている者に対する保健師、健康運動指導士等による運動指導等の健康づくり事業等の実施

ウ 健診実施機関の増大等

- ・被保険者が身近な場所で健診を受けられるよう健診実施機関の増大を図るなど、被保険者のニーズに対応した健康診断の推進について検討する。※

エ アンケート調査により保健事業に関する被保険者等のニーズを把握し、これを踏まえ、保健事業の実施内容等について検討する。

計画数値	17年度計画	15年度実績
・健診実施者数		
健康保険	3,905,865人	3,137,157人
船員保険	19,538人	19,987人
・事後指導実施者数	501,520人	450,654人

②保健・福祉施設事業の実施

【目標】社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施すること。

【計画】

- ア 年金の福祉施設、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、平成17年10月に独立行政法人を設立し、5年間で施設の廃止・売却を進める。このため、これらの施設を独立行政法人に現物出資するための準備作業として、不動産鑑定評価等を行う。なお、継続的に赤字運営が見込まれる施設のうち早急に廃止・売却が可能な施設については、独立行政法人の設立前においても廃止・売却する。※
これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。※
- イ 社会保険病院については、平成18年度に整理合理化計画を作成することとしていることから、平成15年度から平成17年度までの3カ年の経営改善計画に沿って経営改善が図られているか経過を把握するとともに、適切な指導を行う。
- ウ 船員保険の福祉施設については、平成14年度に作成された「国内保養所及び福祉センター合理化計画」において、平成17年度までに平成13年度の施設数の半数を廃止するとされていること等に基づき、労使関係者との調整を図りながら施設の廃止・売却等を進めるとともに、更なる合理化の検討を進める。

6. 業務全般に関する事項

(1) 国民サービスの向上

- 【目標】・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。
- ・業務処理の具体的な目標値に基づき、サービス水準の向上を図る。
 - ・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕

○サービススタンダード^{注)}の達成率100%の実現を図る。

・【医療保険関係】

請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数

- ・傷病手当金 : 3週間以内
- ・出産手当金 : 3週間以内
- ・出産育児一時金 : 3週間以内
- ・家族出産育児一時金 : 3週間以内
- ・埋葬料(費) : 3週間以内
- ・家族埋葬料 : 3週間以内

【年金保険関係】

請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数

- ・老齢基礎・老齢厚生年金 : 2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)
- ・遺族基礎・遺族厚生年金 : 2ヶ月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内)
- ・障害基礎・障害厚生年金 : 3ヶ月半以内

○利用者満足度調査の仕組みを定着させ、満足度が前年度を上回ることをとする。

〔平成16年度の実績がないため、「社会保険事務所におけるサービスに関するアンケート調査(平成16年7月実施)」の結果(社会保険事務所利用者の満足度55%)との比較を行う。〕

注)「サービススタンダード」は、平成17年度から新規に設定するもので、全てのサービスのうち、利用者へ便益をもたらすサービス(主に給付関係)であって、迅速に実施することが特に求められているもの(問い合わせが多い等)について、その便益が利用者へ実際にもたらされるまでの時間を必達目標として設定し、公開するもの。今後、設定項目の増や、日数の短縮を推進していく。

【計画】

- ア 主要なサービスについて、全国統一的な「サービススタンダード」を設定し、実現を図るとともに、地方社会保険事務局・社会保険事務所ごとの達成状況を公表する。
- また、サービススタンダードの拡充に向けた取り組みを行う。
- イ 業務処理に関する利用者アンケートを実施し、利用者満足度を継続的・定量的に把握し、その状況を公開する。
- ウ 社会保険庁ホームページを活用して、社会保険庁改革の推進状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める。※
- エ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）を把握して、その情報をホームページ等で提供、公表して、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する（平成17年2月から順次実施）。
- オ 社会保険庁ホームページにおいて、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・要望を、広く国民の声（苦情等）報告体制により集約し、業務改善に反映する。※
- カ 社会保険事務所の来訪者等に対して、窓口サービスの満足度に関する定期的なアンケート調査等を実施し、利用者ニーズを把握する。※
- キ 利用者からの意見・要望・苦情等、国民の声を集約し、業務改善に反映する。※
- ク 平成17年度から新たに、地方社会保険事務局ごとに、社会保険事務所等におけるサービスの改善方策等について地域住民、関係団体等の意見を反映させるためのサービス改善委員会を設置する。※
- ケ 申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った各種申請書類等の見直しを行う。※
- コ 高齢者や障害者が相談しやすい環境を整備するため、相談窓口のバリアフリー化や聴覚、視覚障害のある方への情報のバリアフリー化を推進する。※
- サ 利用者のニーズに対応したお客様志向の社会保険サービスを提供するため、本庁及び地方における職員教育の充実を図る。
- シ 年金制度をはじめ、社会保険制度を広く国民に啓発するため、地方社会保険事務局主催による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）を実施する。

(2) 予算執行の透明化

【目標】 予算執行に当たってはその必要性等を十分精査し、予算執行上の無駄を排除するとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。

【計画】

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る数値目標に基づき、調達コストの削減に努める。また、契約事務の適正化の促進を図るため、随意契約件数の削減に努める。※
- イ 平成16年10月に本庁に設置した調達委員会及び平成17年4月までに各社会保険事務局に設置する契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。※
- ウ 社会保険事務所毎に事業単位での予算の執行状況を把握し、事業コストを管理する。※
- エ 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する内部監査体制の充実強化を図るとともに、平成17年3月に本庁に設置した随意契約審査委員会における随意契約のチェック等を的確に実施し、予算執行の適正化を図る。※
- オ 社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。※

計画数値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約件数について、対前年度の20%以上を削減する。また、100万円以上の契約については、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする。 (参考) 平成15年度随意契約件数 16万件 平成16年度上半期における 競争入札の割合(本庁100万円以上) 43% ・ 消耗品等の購入、印刷物等の製造及び業務の外注化等の役務に関する調達コストについて、調達計画額の10%以上を削減する。 (参考) 平成16年度における調達委員会の審査による調達コストの削減見込額(第1回から第6回開催分) 16億円(△13%)
------	---

(参考) 平成17年度予算(案)

	(平成16年度)	→	(平成17年度)
社会保険庁事業運営費	5,667億円		5,324億円
	(対前年度比 343億円の減)		

福祉施設に係る整備費や委託費を廃止するとともに、事務コストの軽減と事務効率の向上を図るなど、事業運営経費全般について見直した。

(3) 広報活動の推進

①社会保険事業の効果的な広報

【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。

【計画】

- ア 平成17年度から各種の情報提供媒体について、より効果的な実施方法・内容等の実施を図る。
- ・テレビ、ラジオを中心とした広報から新聞、ポスター、ホームページ、市町村広報等の活用を中心とした広報の実施
 - ・広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
 - ・効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
- イ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のため、市町村、事業主、被保険者及び年金受給権者等に対する改正内容の周知広報を実施
- ウ 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金権確保の観点から各種送付資料の点検を行うなど年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報を充実
- エ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等について、周知広報を実施
- オ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報を実施
- カ 磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報を実施
- キ インターネットによる申請・届出等の推進の周知広報を実施
- ク 適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報を実施
- ケ 政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報を実施。
- コ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進

計画数値

	17年度計画	15年度実績
・ホームページアクセス数	5,500万件	3,923万件
・年金研修の実施事業所数	7,972所	7,972所
・前年度実施広報の認知度を上回ること		

②年金教育の推進

【目標】年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕生徒に対する年金セミナーの実施率が全中学・高校数の25%以上とする。

【計画】

- ア 中・高校生を対象とした年金教育を拡充する（随時、関係機関への協力を依頼）※
- イ 学校における年金教育の一層の推進（教育関係機関との協力・連携、教師向け、生徒向け年金セミナー実施校の拡大、年金広報専門員の活動の強化）
- ウ 大学生等を対象とした年金教育の推進（関係機関への協力を依頼）
- エ 平成17年4月から国民の教育について社会保険大学校の活用を図る。※
 - ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載※
 - ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する支援

計画数値	17年度計画	15年度実績
・生徒に対する年金セミナーの実施率	25%	19%

(4) 個人情報の保護及び情報の公開

①個人情報保護

【目標】 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報の保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。

〔数値目標〕 全ての職員に研修を行うこと。

【計画】

ア 個人情報保護のため、平成16年度に引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。※

イ 平成17年4月からの行政機関個人情報保護法の円滑な施行を図るため、開示請求や訂正請求に対応するための窓口設置等の体制を本庁及び社会保険事務局に整備する。※

ウ 平成17年度から政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、行政機関個人情報保護法等に基づいてレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する。※

エ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護に関する認識の啓発に努める。

見込数値

	17年度見込	15年度実績
・レセプト開示件数	4,638件	3,587件

②情報の公開等

【目標】国民に対する適切な情報公開を行うとともに積極的な情報提供の充実を図る。

【計画】

ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。

イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

計画数値	17年度計画	15年度実績
・ホームページアクセス数	5,500万件	3,923万件
見込数値	17年度見込	15年度実績
・情報公開法に基づく開示請求件数		
本庁分	151件	35件
地方分	2,810件	993件

(5) 社会保険オンラインシステムの見直し

【目標】レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画に基づき、業務・システム最適化計画を策定すること。

【計画】

- ア 業務・システムの最適化計画の策定に向け、当該最適化の基本理念及び具体的な改革事項を内容とする業務・システムの見直し方針を平成17年6月までに策定する。※
- イ 社会保険オンラインシステム刷新可能性調査の結果を踏まえ、システムの安全性の確保、信頼性維持に配慮しつつ、業務処理過程の見直し、業務・システムの将来像等からなる業務・システム最適化計画を平成17年度末までに策定する。※

(6) 組織の改革

【目標】 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。

【計画】

①ガバナンスの強化

- ア 本庁及び地方の各組織において、幹部職員によるガバナンスの強化を図る。
- イ 人事交流の活発化を図り、多様な人材が相互に刺激しあい、総合力を発揮できる組織に改めていく。
- ・本省と社会保険庁との人事交流の拡大
 - ・本庁と地方との間の人事交流の大幅拡大※
 - ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大※
 - ・ブロック内異動を中心とした事務局間の人事交流の実施
- ウ 業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。
- ・本庁と各事務局ごとに研修計画の策定
 - ・社会保険大学の研修の充実と評価の実施
 - ・各事務局の研修を充実
 - ・非常勤職員に対する研修体制の整備
 - ・システム等の専門人材の育成、確保
- エ ブロック単位での広域的な取組を推進する。
- ・ブロックの統括事務局を位置づけて、ブロック単位の活動を推進
 - ・大学校やブロック統括事務局と連動したブロック単位研修の実施
 - ・ブロック単位のノウハウの交流、指導・監察の連携
- オ 数値による事業管理の推進を図る。
- ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価※
 - ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）※
 - ・サービススタンダードの設定と実績評価
 - ・各事務局・事務所毎の事業実績を公表し、各事務局・事務所間の競争を促進、また、効果的な取組を実施した事務所に対して、表彰制度の積極的な活用※
- カ 職員の意識改革を推進する
- ・個々の職員が業務改善案を提案できる内部改善提案制度※
 - ・お客様志向の意識改革を図るため、平成16年11月に策定した職員行動規範※
 - ・国民のニーズに対応したお客様志向の社会保険サービスを提供するため、抜本的な見直しを行った体系及びカリキュラムによる職員研修※
- キ コンプライアンス（法令遵守）の推進
- ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度※
 - ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会※
 - ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者を各組織毎に設置

- ク 社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、外部の目で審議いただき、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図る。
- ・本庁に平成16年度から設置した労使代表、学識経験者等からなる「社会保険事業運営評議会」※
 - ・社会保険事務局ごとに平成17年度から新たに設置する地域住民、保険料拠出者の代表、学識経験者等からなる「サービス改善委員会」※

②組織、人員の最適配置、外部委託の拡大等

- ア 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、平成17年3月策定の人員配置の見直し計画に基づき、着実に実施する。※
- イ 事務所等の拠点の配置を可能なものから順次見直し、効果的な業務の展開を図る。※
- ウ 入力事務等の外部委託を拡大し、社会保険事務所における業務の重点化を図る。※
- エ 既に外部委託している事業等について、事務局単位からより広域の単位に委託先を集約化するなど、効率化を図るためのモデル事業を実施する。※
- オ 国民年金推進員の給与体系について、能力・実績を踏まえた見直しを図る。
- カ 平成17年度創設の市場化テストのモデル事業として、適用対象事業所の把握業務及び加入勧奨業務（5か所の社会保険事務所）、国民年金の保険料収納業務（5か所の社会保険事務所）、年金電話相談業務（2か所の年金電話相談センター）を外部委託する。

Ⅲ. 月 次 計 画

(1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 行政サービス向上の推進 ・総合相談室の設置	・社会保険事務所の利用者の利便性を図り、質の高い国民本位の行政サービスを実現するため、社会保険事務所に総合相談室を設置する。															総務課 経理課 企画課 社会保険業務科	平成17年度全事務所に設置。
	2 年金相談体制の充実 (1) 電話による年金相談体制の整備	・社会保険事務所の業務の効率化及び相談者へのサービス向上のため、電話による年金相談業務を集約し、年金電話相談を一括して行う。															企画課 社会保険業務科	随時
	(2) 年金相談センターの整備	・設置都市や設置場所の見直しを行い、地域事情等を踏まえ、住民の利便性を考慮した身近な相談拠点として、年金相談センターを整備する。															社会保険業務科	随時
	3 年金個人情報提供の充実 (1) ID・パスワード認証方式によるインターネットを活用した年金個人情報の提供	・ID・パスワード認証方式に基づき、来訪や電話相談によらずともインターネットを通じた照会により、年金加入記録等の情報を即時に提供できるようにする。													☆	○	企画課 社会保険業務科	
	(2) 年金加入状況の通知	・国民年金第1号被保険者に対し、直近1年間の各月の年金加入状況を通知するとともに、厚生年金・国民年金第3号被保険者に対して住所整備を行う。						☆					○				企画課 年金保険課 社会保険業務科	
	(3) 裁定請求書の事前送付 (ターンアラウンド方式)	・年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、基本項目や年金加入履歴を印字した裁定請求書等を社会保険業務センターから本人宛に郵送する。								☆			○				社会保険業務科	
	4 事務処理の効率化・合理化 (1) 社会保険庁LANシステムの充実	・社会保険庁LANシステムの第3次増設及び定例報告等の電子化を推進し、事務の効率化を図る。		☆	○		○										総務課	
(2) 健康保険・厚生年金保険徴収・調査業務支援システム(仮称)の導入	・滞納事業所に係る債権管理簿の作成や対応事跡の管理、調査官調査対象事業所の選定等の業務を支援するためのシステムを導入することにより事務の効率化を図る。		☆	○			○									医療保険課 年金保険課 社会保険業務科		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
	5 行政機関個人情報保護法の適切かつ円滑な事務の実施	・保有する個人情報の適正な管理及び開示請求に対する的確な対応	☆	○													総務課 企画課	
	6 日米社会保障協定の実施	・日米両国の年金制度及び医療保険制度への二重加入の防止 ・日米両国の年金制度の加入期間の通算							☆	○							医療保険課 年金保険課 社会保険業務センター	
	7 業務・システム最適化計画の策定	・平成17年3月にまとめた社会保険オンラインシステムの刷新可能性調査を踏まえ、6月までに見直し方針を策定し、平成17年度末までに最適化計画を策定		○	—	○	○	—								○	企画課 社会保険業務センター	
	8 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（仮称）の設立	・厚生年金保険法、国民年金法及び健康保険法に基づく福祉施設等の廃止・売却を行うための独立行政法人の設立並びに設立のための準備作業を行う。	☆					☆		○							経理課 企画課	法律案を平成17年通常国会に提出

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
医療保険	1 制度改正関係 (1) 平成16年制度改正関係																		
	・育児を行う健康保険・船員保険被保険者への配慮措置の拡充	〔健康保険法・船員保険法〕 ・育児休業中の保険料免除期間の拡充、育児休業等を終了した際の標準報酬月額を随時改定を可能とする。	☆	○														医療保険課 社会保険業務(1)	
	・未決拘留者の現金給付の充実	・未決拘留者に対する傷病手当金及び出産手当金の支給を可能とする。	☆	○															医療保険課
	・質問拒否に対する罰則規定の整備	・健康保険法及び船員保険法による徴収を行う職員の質問拒否等に対する罰則規定の新設。	☆	○															医療保険課
	(2) その他	〔健康保険法・船員保険法〕 ・概算介護給付費納付金の決定に伴う介護保険料率の改定															☆	○	医療保険課 社会保険業務(1)
		〔船員保険法〕 ・失業保険金日額表等の改正					☆	○											医療保険課
2 定期的な被扶養者認定状況の確認	・被保険者証のカード化に伴い、定期的に被扶養者認定状況の確認を行う。					☆	○											医療保険課 社会保険業務(1)	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
年金保険	1 制度改正関係																		
	(1) 平成16年制度改正関係 ・在職老齢年金の見直し	・60歳台前半の在職老齢年金の一律2割停止の廃止	☆	○														年金保険課 社会保険業務センター	
	・育児を行う厚生年金保険被保険者への配慮措置の拡充	・育児休業期間中の厚生年金保険料の免除期間の拡充、育児期間における従前標準報酬月額みなし措置の導入	☆	○															年金保険課 社会保険業務センター
	・質問拒否に対する罰則規定の準備	・厚生年金保険法による徴収を行う職員の質問拒否等に対する罰則規定の新設	☆	○															年金保険課
	・第3号被保険者の特例届出	・平成17年3月以前の第3号被保険者に係る未届出期間の特例届け出の実施	☆	○															年金保険課 社会保険業務センター
	・前納制度を活用した口座振替割引制度の導入	・口座振替による毎月納付において1ヶ月早取することにより割引を行う制度を導入。また、一括前納の割引額の見直しを行う。	☆	○															年金保険課 社会保険業務センター
	・若年者納付猶予制度の創設	・30歳未満の者に対する新たな納付猶予制度を創設	☆	○			○												年金保険課 社会保険業務センター
	・免除制度の見直し	・免除基準の見直しと遡及承認の実施	☆	○															年金保険課 社会保険業務センター
	・480月を満了した任意加入者の自動喪失	・任意加入者の480月超過納付の防止と、超過分の保険料還付	☆	○															年金保険課 社会保険業務センター
	(2) 特別障害給付金の創設	・特定の無年金障害者に対して特別障害給付金を支給する	☆	○			○												年金保険課 企画課 経理課
	(3) その他	・マクロ経済スライドの特例	☆	○															年金保険課 社会保険業務センター
		・納付額証明書									☆	○					○		年金保険課 社会保険業務センター
		・船員保険職務上年金の賃金スライドの実施					☆	○											医療保険課 社会保険業務センター

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	2 国民年金未加入者の把握	・住民基本台帳ネットワークを活用した国民年金未加入者の把握の実施															年金保険課	未定
		・国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施															年金保険課	未定
	3 国民年金第1号被保険者の職権適用等の実施	・転退職により厚生年金から脱退した者であって届出勧奨を行っても国民年金の加入手続を行わない者について職権適用を実施する。	☆	○													年金保険課 社会保険業務センター	
		・国民年金の資格喪失後、一定期間を経ても厚生年金等の加入の届出がない者に対する確認通知の実施															年金保険課 社会保険業務センター	未定
	4 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	・強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。			☆	○											年金保険課 社会保険業務センター	
	5 国民年金保険料に係る強制徴収の実施規模の拡大	・市町村から提供された所得情報を利用して納付督促に引き続いて強制徴収を行うなどにより実施規模の拡大を図る。				☆	○										年金保険課	
	6 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。															年金保険課 社会保険業務センター	未定
		・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。															年金保険課 社会保険業務センター	未定
7 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局及び社会保険事務所の指定	・納付率が低調な社会保険事務局及び社会保険事務所を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。							☆								年金保険課		
8 日韓社会保障協定の実施	・日韓両国の年金制度への二重加入の防止	☆	○													年金保険課 社会保険業務センター		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考				
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3			
制度共通	平成18年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・旧農林漁業団体職員共済組合員に係る喪失被保険者記録及び既裁定者記録の移管（平成19年4月施行）		○													社会保険業務センター			
		・70歳以降高齢在職老齢年金支給停止制度の導入（平成19年4月施行）		○														社会保険業務センター		
		・老齢厚生年金繰下制度の創設（平成19年4月）		○															社会保険業務センター	
		・年金分割制度の創設（平成18年10月、平成19年4月、平成20年4月施行）		○															社会保険業務センター	
		・国民年金保険料の多段階免除制度の導入（平成18年7月施行）		○															社会保険業務センター	
		・介護保険法等の改正（平成18年4月、10月施行）		○															社会保険業務センター	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
制度共通	1 表彰	・社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰							推 ○		表 彰 ○—○						
		・政府管掌健康保険・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰							推 ○		表 彰 ○—○						医療保険課 年金保険課
		・社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰							推 ○		長 官 ○—○	大 臣 ○					企 画 課 (労働基準局)
		・社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰							推 ○		表 彰 ○—○						総 務 課 企 画 課
		・事業功績社会保険事務所等に対する社会保険庁長官表彰									○						サ-ビス推進課
		2 社会保険委員及び社会保険相談員等活動強化月間	・社会保険委員及び社会保険相談員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催等及び活動強化のための講習会、研修会等を実施			☆						○—○					
	3 第37回社会保険労務士試験							受 付 ○			試 験 ○					表 発 ○	企 画 課 (労働基準局)
	4 さわやか行政サービス推進月間	・行政サービスの総点検の実施等			○												サ-ビス推進課
		・行政サービスに関するアンケート調査の実施															サ-ビス推進課 未定（実施時期は別途通知）

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考				
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3			
医療保険	1 保険給付の適正化 ・船員保険の失業保険金給付適正化対策	・船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間 (各県毎に強化月間を定める)	☆	○													○	医療保険課		
		・漁船被保険者に係る失業保険の適用調査					○													
	2 表彰	・船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○		表彰 ○								医療保険課		
	3 調査	・船員保険災害補償相当分収支状況調査		○														○	企 画 課	
		・老人保健加入者数等・介護保険被保険者数調査 (健康保険法第3条第2項被保険者・船員保険以外は、社会保険庁において調査)		○													○			
		・政府管掌健康保険及び船員保険の医療給付受給者状況調査			☆	○	○													
	4 その他	・第49回船員労働安全衛生月間						☆	○									医療保険課 (国土交通省 海事局)		
		・第53回政府管掌健康保険全国軟式野球大会の開催(中央大会:未定)	☆	○	地方大会		地区大会	○		中央大会	○							医療保険課	実施の可否については、年度内に決定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
年金保険	1 表彰	・ 国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰							精 ○	彰 ○	○						年金保険課	
	2 国民年金制度推進月間	・ 年金制度への信頼の確保と参加意識の醸成を図るとともに、確実な届出手続きの周知 〔 機関誌等を活用した周知 ・ 被保険者、年金受給者等を対象とした研修会等による周知 〕						☆		○	○						年金保険課	
	3 年金週間	・ 年金週間であることを周知し、国民に公的年金制度の意義・役割等を新聞、雑誌等の各種媒体及びパンフレット、ポスターを活用し、国民に周知する。										○					年金保険課	11/6~12
	4 調査	・ 国民年金被保険者実態調査 〔 国民年金被保険者及びその属する世帯における所得、業態等を調査するとともに保険料納付方法、免除者、未納者の実態等を調査することにより、被保険者の属する世帯の態様及び保険料負担を明らかにし、今後の事業運営の基礎資料とする。 〕 ・ 老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔 老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握を行い、所得制限限度額設定の基礎資料とする。 〕 ・ 市町村国民年金事務費実態調査 〔 法定受託事務切替後の市町村における国民年金事務費の実態把握を行い、今後の事務取扱交付金に係る予算単価設定の基礎資料とする。 〕							☆	○	○	○					企 画 課	3年周期で実施
										○	○					年金保険課		
																年金保険課 〔 総務省 〕 〔 財務省 〕	未定	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。														企画課	随時
	2 事業運営全般に係る地方社会保険事務局との事務打合せ				○											サービス推進課 企画課 医療保険課 年金保険課	
	3 全国社会保険事務局長会議												○	○		総務課	定例（1月又は2月）及び随時
	4 ブロック別地方社会保険事務局長等会議			○	○											総務課	定例（5月又は6月）及び随時
	5 全国社会保険事務所長会議									○						総務課	16年10月実施予定
	6 全国地方社会保険監察官事務打合せ会			○												サービス推進課	
	7 全国保険料特別徴収専門官事務打合せ会				○											医療保険課 年金保険課	
	8 全国社会保険委員事務打合せ会				○												
	9 日米社会保障協定ブロック別事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、協定の事務処理に関する説明会等を行うために、事務打合せを実施する。														医療保険課 年金保険課 社会保険業務センター	未定
年金保険	1 年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。													社会保険業務センター	随時	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆	○												○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 年金週間の周知	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆										○				年金保険課	11/6～12

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
制度改正関係	1 年金制度改正関係ブロック別事務打合せ会													○			[年金局] 総務課 年金課 企業年金国民年金基金課 (社会保険庁)	
	2 平成16年年金制度改正法の施行関係	・平成16年年金制度改正法施行のための政令公布等所要の措置を講ずる。								☆ 注1		☆ 注2					[年金局] 年金課	注1 平成18年4月及び7月施行分 注2 平成19年4月施行分
	3 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○													[年金局] 年金課	
会議関係	1 社会保険指導者講習会	・社会保険診療内容の向上を図るため、日本医師会等と共催し、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施					☆		○								[保険局] 医療課	
	2 健康保険組合予算編成事務打合せ会	・健康保険組合の予算編成事務について本省担当者と地方厚生局担当者とで打合せ会を開催する。 〔開催地：東京都〕												○			[保険局] 保険課	
	3 船員保険制度の在り方に関する検討会	・船員保険制度の在り方について、検討するため、厚生労働省保険局長の懇談会として労使関係者及び学識経験者をもって構成した検討会を開催する。	○	—					○								[保険局] 保険課 (社会保険庁) 医療保険課	
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告					○	—		○								[保険局] 医療課	
	2 健康保険被保険者実態調査	・健康保険組合への調査は地方厚生局を通じて実施 〔社会保険庁及び健康保険組合に対する調査〕								☆	○	○					[保険局] 調査課	
	3 療養費支給状況調査													○			[保険局] 医療課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
指導監査・事務指導 関係	1 保険医療機関等の指導監 査	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同によ る実施分 (共同指導) ・地方社会保険事務局等実施分 <ul style="list-style-type: none"> ・集団指導 ・集団的個別指導 ・個別指導 ・監査 			○											○	[保険局] 医 療 課 (地方社会保険事務局)	
	2 地方社会保険事務局に対 する事務指導				○											○	[保険局] 医 療 課	
その他	1 社会保険診療報酬支払基 金関係功績者大臣表彰															○	[保険局] 保 險 課	
	2 健康保険組合関係功績者 大臣表彰															○	[保険局] 保 險 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(参 考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
会議関係	1 健康保険組合等予算編成事務打合せ会	・ 社会保険事務局の併任職員に対して行う。												○			地方厚生局	
	2 健康保険組合等指導監査関係事務打合せ会	・ 健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金関係事務の取扱い及び指導監査計画等について、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の併任職員で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県〕	(監査計画等) ○														地方厚生局	随時
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	・ 指定組合等に対する指導監査	(監査方針) ☆		○											○	地方厚生局	
	2 厚生年金基金指導監査	・ 指定基金等に対する指導監査		○												○	地方厚生局	
	3 国民年金基金指導監査	・ 職能型基金及び地域型基金に対する指導監査		○												○	地方厚生局	
	4 国民健康保険指導監督	・ 都道府県等に対する指導監督	(指導方針) ☆		○											○	地方厚生局	
	5 老人医療事務指導	・ 老人医療事務実施者に対する指導	(指導方針) ☆		○											○	地方厚生局	
	6 確定拠出年金(企業型)導入企業等に対する指導等	・ 確定拠出年金制度(企業型)を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等		○												○	地方厚生局	
	7 確定給付企業年金導入企業等に対する指導等	・ 確定給付企業年金制度を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等		○												○	地方厚生局	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 監察等計画(本庁実施分)

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考																		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																				
監察	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険事務局及び社会保険事務所の監察を実施 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）の監察を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 監察の主な視点 <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正処理 重要課題における事業運営上の問題点等の早期把握と迅速な対応 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険、厚生年金保険及び船員保険の適用の適正化・収入の確保対策 医療費適正化対策（レセプト点検） 国民年金の適用対策・保険料の収納対策等 国民サービス向上の取組状況 事故防止対策の取組状況 <p>（本庁の監察については、地方庁の監察結果を踏まえて実施）</p>	☆ <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td> </tr> </table> <p>（ 随 時 ）</p>			○	—	○				○	—	—	—	—	○						○	○			○	—	—	—	—	○		サービス推進課	
		○	—	○				○	—	—	—	—	○																						
				○	○			○	—	—	—	—	○																						
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査の主な視点 <ul style="list-style-type: none"> 調達業務の適正処理 会計機関の牽制体制 調達コスト削減対策の取組状況 事故防止対策の取組状況 	☆ <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>（地方庁） （本庁）</p>			○	—	○				○	—	—	—	—	○						○	○				—	—	—	—			経理課	
		○	—	○				○	—	—	—	—	○																						
				○	○				—	—	—	—																							

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(7) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
社会保険大学校における研修		<ul style="list-style-type: none"> 集合研修として実施 1 職務階層別研修 <ul style="list-style-type: none"> (1) 係員に対する研修 (2) 中堅職員に対する研修 (3) 中間監督者に対する研修 (4) 管理者に対する研修 2 業務別研修 																	
	1 職務階層別研修																		
	(1) 新規採用者研修	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用者 [該当者全員 10日] 	(4月実施分) ☆	○		(10月実施分) ☆				☆	○						社会保険大学校	年5回実施 ・4月は4回実施 ・10月は1回実施	
	(2) 一般職員研修 ◆	<ul style="list-style-type: none"> 採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者 [各期 75人 17日] 	(6月~7月実施分) ☆			(8月~12月実施分) ☆	○	○		(11月~3月実施分) ☆	○	○		○	○		社会保険大学校	年11回実施 ・11月は2回実施 ・1月は2回実施 ・2月は3回実施	
	(3) 中堅職員専門実務研修																		
	i) 適用・医療給付	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の3級となって概ね5年を経過した者 [各回 60人 11日] 	(5月、7月実施分) ☆		○		○										社会保険大学校	年2回実施	
	ii) 徴収 (厚生保険特別会計)	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の3級となって概ね5年を経過した者 [各回 60人 11日] 	(5月、7月実施分) ☆		○		○										社会保険大学校	年2回実施	
	iii) 年金給付	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の3級となって概ね5年を経過した者 [各回 60人 11日] 	(5月実施分) ☆		○		(9月実施分) ☆			○							社会保険大学校	年2回実施	
	iv) 国年適用・収納	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の3級となって概ね5年を経過した者 [各回 60人 11日] 	(5月実施分) ☆		○		(9月実施分) ☆			○							社会保険大学校	年2回実施	
	(4) 中間監督者研修	<ul style="list-style-type: none"> 初めて地方社会保険事務局の係長又は社会保険事務所の課長となった者 [各回 60人 4日] 	(5月~7月実施分) ☆		○	○	(11月実施分) ☆	○			○						社会保険大学校	年5回実施 ・11月は2回実施	
	(5) 管理者研修	<ul style="list-style-type: none"> 初めて事務所長となった者 [各回 30人 3日] 	(5月、6月実施分) ☆		○	○	(10月実施分) ☆			○							社会保険大学校	年3回実施	

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
2 業務別研修	(1) 医療事務	・初めて地方社会保険事務局の医療事務指導官、医療事務を担当する係長となった者及びこれらと同等の者 [60人 4日]	☆		○												社会保険大学校		
	(2) 年金相談総括事務	・初めて社会保険事務所の総合相談室長及び副長となった者、並びに年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者のうちこの研修を修了していない者 [各回 70人 4日]	(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆					○					社会保険大学校	年2回実施	
	(3) 調査官事務	・調査業務を担当する社会保険調査官のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]	☆		○													社会保険大学校	
	(4) 指導医療官事務	・指導医療官 [60人 4日]	☆			○												社会保険大学校	
	(5) 人事事務	・初めて人事事務を担当する地方社会保険事務局の係長、業務調整官及び主任等 [60人 4日]	☆			○												社会保険大学校	
	(6) 徴収事務 ◆	・徴収事務を担当する地方社会保険事務局の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [各回 60人 4日]	(5月実施分) ☆		○		(9月実施分) ☆			○								社会保険大学校	年2回実施
	(7) 審査官事務 ◆	・初めて社会保険審査官となった者 [該当者全員 4日]	☆			○												社会保険大学校	
	(8) 国年特別徴収専門官	・国民年金特別徴収専門官の職にある者 [47人 3日]	☆			○												社会保険大学校	
	(9) 厚年特別徴収専門官	・厚生年金保険特別徴収専門官の職にある者 [47人 3日]	☆			○												社会保険大学校	
	(10) 保険給付事務 ◆	・保険給付指導官等のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]	☆			○												社会保険大学校	

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
	(11)国民年金適用・収納事務	・国民年金の適用及び保険料収納事務を担当する地方社会保険事務所の係長、社会保険事務所の課長及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [各回 60人 4日]	(7月実施分) ☆					(8月実施分) ☆									社会保険大学校	年2回実施
	(12)国民年金障害給付事務	・国民年金障害給付専門官のうち、この研修を修了していない者 [50人 4日]						☆	○								社会保険大学校	
	(13)会計事務	・初めて会計事務を担当する地方社会保険事務所の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 [60人 4日]						☆		○							社会保険大学校	
	(14)船員保険事務 ◆	・船員保険事務を担当する地方社会保険事務所の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [45人 4日]						☆			○						社会保険大学校	
	(15)人材育成推進者	・事務局の研修に関する業務を担当する者 [47人 4日]										☆		○			社会保険大学校	

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考				
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3			
地方社会保険事務局 ・社会保険事務所に おける研修	1 各種研修	・職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○													○	社会保険大学校		
	2 国民年金推進員研修	・採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○													○	年金保険課		
社会保険事業に携わる 謝金職員等を対象 とした研修	1 社会保険相談員等研修	・社会保険相談員等の委嘱を受け、年金相談業務以外の業務に携わっている者 〔50人程度 3日〕	☆				○											企画課 〔総務課〕	年1回実施	
	2 社会保険相談指導員研修	・社会保険相談指導員の委嘱を受けている者 〔各期 50人程度 3日〕		☆☆☆				○	○									企画課 (社会保険業務センター)	年4回実施	
	3 社会保険指導員研修	・社会保険指導員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕	☆				○											企画課	年1回実施	
	4 社会保険委員研修	・社会保険委員の委嘱を受けている者 〔各期 50人程度 3日〕	☆	☆☆	○				○	○									企画課	年6回実施
	5 国民年金委員研修	・国民年金委員の委嘱を受け、年齢が70歳未満の者 〔50人程度 3日〕								☆			○						年金保険課	年1回実施
	6 年金広報専門員研修	・年金広報専門員の委嘱を受けている者 〔各期50人程度 3日〕	☆☆			○	○												年金保険課	年2回実施

◆は労働関係講義を含む研修、☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

IV. 翌年次以降を含めた年次計画（参考）

IV. 翌年次以降を含めた年次計画（参考）

1. 「緊急対応プログラム」関係

- (1) ポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを定期的に通知するポイント制を導入（平成20年度）
- (2) 住民基本台帳ネットワークを活用して、年金受給者の生存確認を行う。
（平成18年度を目途に実施を検討）
- (3) 現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除、1/4免除の段階を追加した多段階免除制度を導入する。（平成18年7月）

2. 「平成16年年金制度改正」施行期日

- (1) 平成16年10月施行
 - ① 厚生年金保険料の引上げ
 - ② 基礎年金国庫負担割合の引上げ
 - ③ 年金額の伸びの調整（マクロ経済スライド）
 - ④ 給付水準50%の確保
 - ⑤ 所得情報の取得
 - ⑥ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ
- (2) 平成17年4月施行
 - ① 国民年金保険料の引上げ
 - ② 次世代育成支援の拡充
 - ③ 60歳代前半の在職老齢年金制度の改善
 - ④ 第3号被保険者の特例届出の実施
 - ⑤ 若年者に対する納付猶予制度の創設
 - ⑥ 保険料免除申請の遡及
 - ⑦ 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除
 - ⑧ 厚生年金基金の解散の特例措置
- (3) 平成17年10月施行
 - ① 確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和
 - ② 企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）

(4) 平成18年4月施行

- ① 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給
- ② 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長
- ③ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設

(5) 平成18年7月施行

- 多段階免除制度の導入

(6) 平成19年4月施行

- ① 離婚時の年金分割
- ② 高齢期の遺族年金の支給方法の変更
- ③ 子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の見直し
- ④ 中高齢寡婦加算の支給対象の見直し
- ⑤ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入
- ⑥ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

(7) 平成20年4月施行

- ① 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割
- ② 年金個人情報の定期的な通知（ポイント制）

V. 附属参考資料

1. 実績の評価に関する関係法令 ～抜粋～	62
2. 社会保険庁の事務の実施基準及び準則	64
3. 平成17年度において社会保険庁が達成すべき目標（案）	67
4. 「緊急対応プログラム」 （平成16年9月17日、再修正11月26日）	70
5. 国民年金の保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム） （平成16年11月26日）	86
6. 「社会保険庁は変わります」宣言 （平成16年11月26日）	89
7. 「社会保険庁が達成すべき目標」、 「社会保険事業計画」と実績評価について	94

実績の評価に関する関係法令 ～抜 粋～

○中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）

第十六条

- 6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。
- 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。
 - 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）

- 第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

○行政機関が行う政策の評価に関する法律

（平成13年6月29日法律第86号）

- 第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

- 第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

- 2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

- 一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

○政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）

I 政策評価に関する基本計画の指針

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

- エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

○厚生労働省における政策評価に関する基本計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

（4）社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

社会保険庁の事務の実施基準及び準則

〔平成13年3月〕
厚生労働事務次官依命通達

I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

II 事務の実施準則

1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

平成17年度において社会保険庁が達成すべき目標（案）

	達成すべき目標（案）	参考指標
1 適用事務に関する事項	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所数 ・新規適用事業所数 ・全被保険者資格喪失事業所数 ・巡回説明実施事業所数 ・重点加入指導実施事業所数
	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所からの、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所数に対する事業所調査件数(定時決定時調査を除く。)の割合：4分の1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数 ・資格取得被保険者数 ・資格喪失被保険者数 ・被扶養者数 ・賞与支払事業所数（年度延数）
	<p>(3) 住民基本台帳ネットワークシステムより把握した20歳到達者を国民年金に完全適用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳到達者の適用率：100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳到達者（住民基本台帳ネットワークにより把握したもの）の適用率
	<p>(4) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の届出遅れに係る勸奨状送付件数
	<p>(5) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会者数 ・年金手帳記号番号回答票数 (社会保険業務センター受付分)
2 保険料等収納事務に関する事項	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船舶所有者を含む。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料収納率 政府管掌健康保険：97.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 厚生年金：97.9%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 船員保険：91.1%以上で、かつ、前年度の実績を上回る ・口座振替実施率 政府管掌健康保険：81.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 厚生年金：83.6%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 船員保険：56.7%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え事業所数 ・保険料等収納率 ・口座振替実施率

	達成すべき目標（案）	参考指標
	<p>(2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料納付率：69.5% ・口座振替実施率：37.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付率 ・口座振替実施率 ・催告状発行件数 ・電話納付督促件数 ・戸別訪問件数 ・最終催告状発行件数 ・督促状送付件数 ・コンビニ収納件数
	<p>(3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免除件数 ・若年者納付猶予件数 ・学生納付特例件数 ・追納件数
3 保 険 給 付 事 務 に 関 す る 事 項	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者1人当たりレセプト点検効果額 政府管掌健康保険：3,740円以上で、かつ、前年度の実績を上回る 船員保険：11,185円以上で、かつ、前年度の実績を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容点検件数（過誤調整確定分） ・被保険者1人当たり点検効果額
	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適正化を図るとともに迅速な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金：3週間以内 ・出産手当金：3週間以内 ・出産育児一時金：3週間以内 ・家族出産育児一時金：3週間以内 ・埋葬料（費）：3週間以内 ・家族埋葬料：3週間以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付費 ・被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金） ・請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数
	<p>(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険金給付費
	<p>(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・障害基礎・障害厚生年金：3ヶ月半以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金給付費 ・年金受給権者数 ・請求書を受け付けてから、給付金が決定され、年金証書が届くまでの処理日数

	達成すべき目標（案）	参考指標
	(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢年金新規受給者への説明会開催回数 ・ 新規裁定者あてパンフレット送付件数
4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施すること。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施割合 政府管掌健康保険……30.2%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 船員保険……40.5%以上で、かつ、前年度の実績を上回る ・ 事後指導実施割合 ……33.3%以上で、かつ、前年度の実績を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施割合 ・ 事後指導実施割合
	(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施すること。	
5 広報、情報公開、相談等に関する事項	(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページアクセス数 ・ 年金研修の実施事業所数
	<p>(2) 年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒に対する年金セミナーの実施率
	(3) 年金個人情報提供の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金加入状況の通知件数 ・ 被保険者記録の事前通知件数 ・ インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数
	(4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金相談者数（来訪相談者数）
	(5) 国民に対する適切な情報公開を行うとともに積極的な情報提供の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページアクセス件数 ・ 情報公開法に基づく開示請求の開示件数
	<p>(6) 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報の保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員に研修を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト開示件数 ・ 研修参加人数

緊急対応プログラム

2004年11月26日
社会保険庁

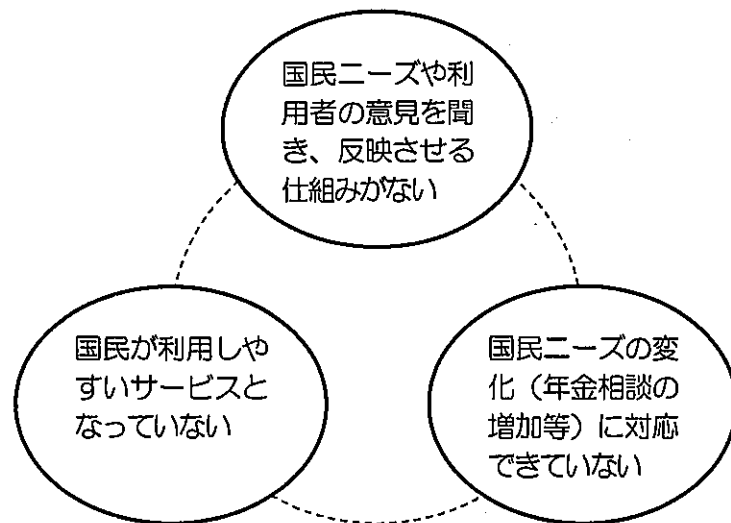
○国民の信頼を受けることができる効率的で質の高い社会保険サービスの実現に向けて、この「緊急対応プログラム」に基づき、実施可能なものから逐次取組を開始するとともに、今後検討することとしている事項についても早急に具体化を図り、社会保険庁の抜本的な改革を推進します。

(注) ※は既に実施している事項。

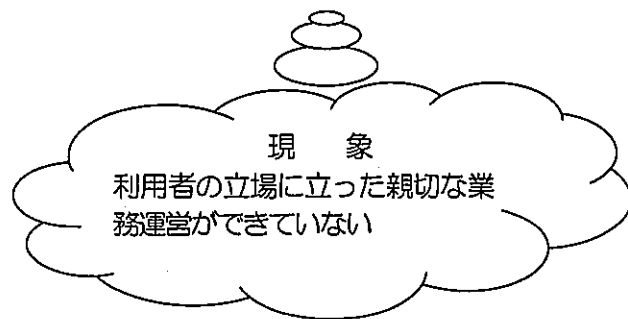
1. 国民サービスの向上

(1) 現状と対応の方向性

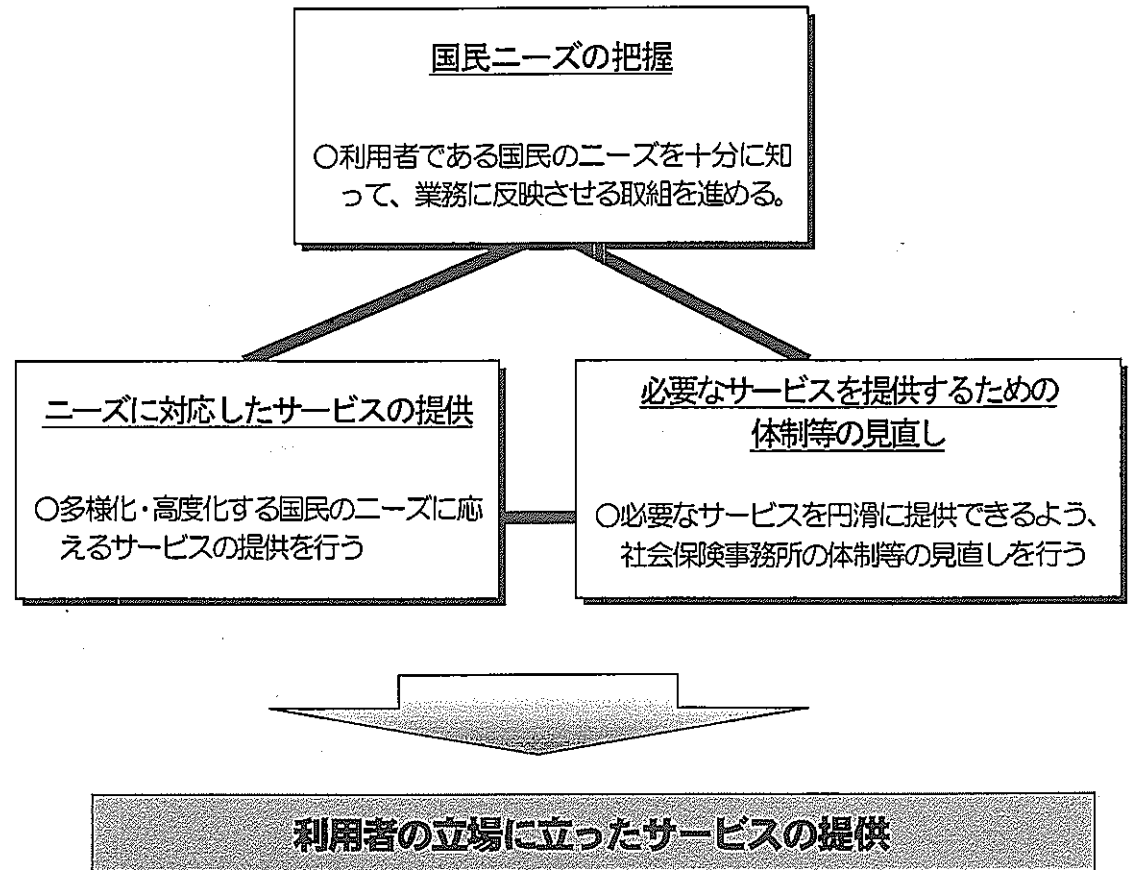
現状



現象



対応の方向性



(2) 具体的方策

ア 国民ニーズの把握

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①社会保険庁の業務やサービスの改善・効率化に関する意見・アイデアを広く国民から募集する「長官への手紙・長官へのメール」を実施する※
- ②利用者からの苦情等への対応マニュアルを見直し、その周知徹底を図るとともに、業務改善に反映することができる国民の声（苦情等）報告体制を整備する※

【来年度以降に実施する事項】

- 社会保険事務所の来訪者に対して、窓口サービスの満足度に関する定期的なアンケート調査等を実施する（17年度）

イ ニーズに対応したサービスの提供

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①社会保険庁ホームページを充実して、社会保険庁改革の推進状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める（随時）
- ②年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者記録を直接ご本人宛に通知するとともに、希望する方に対しては年金見込み額を別途通知する※
- ③社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談の充実を図る
 - ：昼休み時間帯における相談の実施の徹底※
 - ：お盆明けにおける相談時間の延長※
 - ：年金週間における平日夜間及び休日の相談の実施※
 - ：毎週月曜日における相談時間の延長（16年度中）
 - ：土日における相談のモデル実施（16年度中）

：予約制の導入モデル事業の実施（16年度中）

：インターネット（個人認証を活用）を利用した年金個人情報の提供（16年度中に365日24時間受け付けるサービスを実施し、さらに17年度には、年金加入状況について即時に回答する仕組みを整備することを検討）

：障害者・高齢者に配慮したファックスによる年金相談の開始（16年度中）

④申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の身になって各種申請書類等の見直しを行う（随時）

⑤高齢者や障害者が相談しやすい環境を整備するため、相談窓口のバリアフリー化や聴覚、視覚障害のある方への情報のバリアフリー化を推進する（随時）

【来年度以降に実施する事項】

①社会保険事務所等における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関し情報提供を行う対象者の範囲を55歳以上から50歳以上に引き下げる（17年度）

②毎年、年金加入者全員に対する保険料納付記録等の通知を行う仕組みを検討する

（20年度からポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを定期的に通知するポイント制を導入）

③年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を郵送する仕組みを検討する

④社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎を活用した相談事業を検討する

⑤政府管掌健康保険の被保険者が身近な場所で健診を受けられるよう健診実施機関の増大を図るなど、被保険者のニーズに対応した健康診断の推進について検討する

⑥政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、個人情報保護の考え方に則ってレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する（17年度）

⑦社会保険事務局ごとに社会保険事務所等におけるサービスの改善方策等について、地域住民、関係団体等の意見を反映させるためのサービス改善委員会を設置する（17年度）

⑧住民基本台帳ネットワークを活用して、年金受給者の生存確認を行う（18年度を目途に実施を検討）

⑨各種の情報提供媒体について、より効果的・効率的な実施方法・内容等に改める（17年度）

ウ 必要なサービスを提供するための体制等の見直し

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①年金相談の急増等に対応するため、社会保険事務所の窓口増設を図るとともに、年金相談センターの増設（7カ所→73カ所）及び地域ニーズに応じた移転・廃止を行う（16年度中）
- ②社会保険事務所等に行かなくても年金相談ができるよう年金電話相談センターを拡充（10カ所→23カ所）するとともに、効率的・効果的な電話相談の充実方策について検討する（16年度中）
- ③社会保険事務所におけるワンストップサービスの実現のため、総合相談室を拡充する（16年度中に128ヶ所）

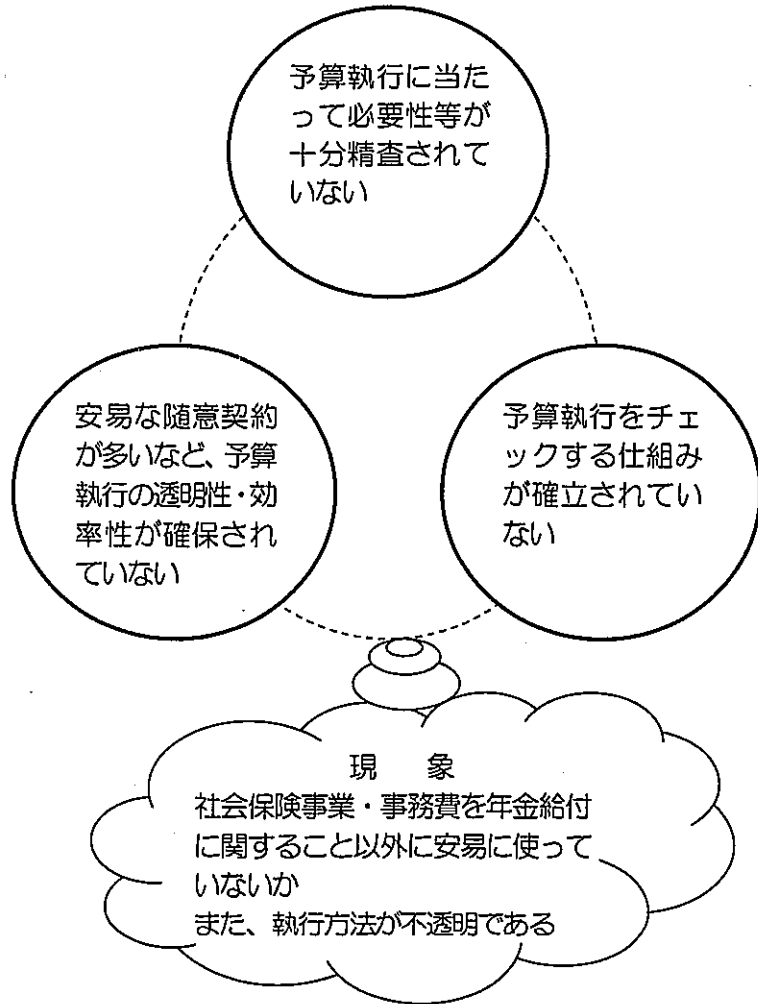
【来年度以降に実施する事項】

- ①社会保険労務士等について、年金相談業務における活用方策や社会保険事務所の審査業務等の簡略化に資する活用方策を検討する
- ②年金相談に関し、ファイナンシャルプランナーの活用、金融機関における対応など、民間ビジネスとしての環境整備方策について検討する
- ③入力事務等の外部委託を拡大し、社会保険事務所における業務の重点化を図る（17年度）
- ④既に外部委託している事業等について事務局単位からブロック単位に委託先を集約するなど、効率化を図るためのモデル事業を実施する（17年度）
- ⑤政府管掌健康保険におけるレセプト点検について、効果的な改善手法を検討する

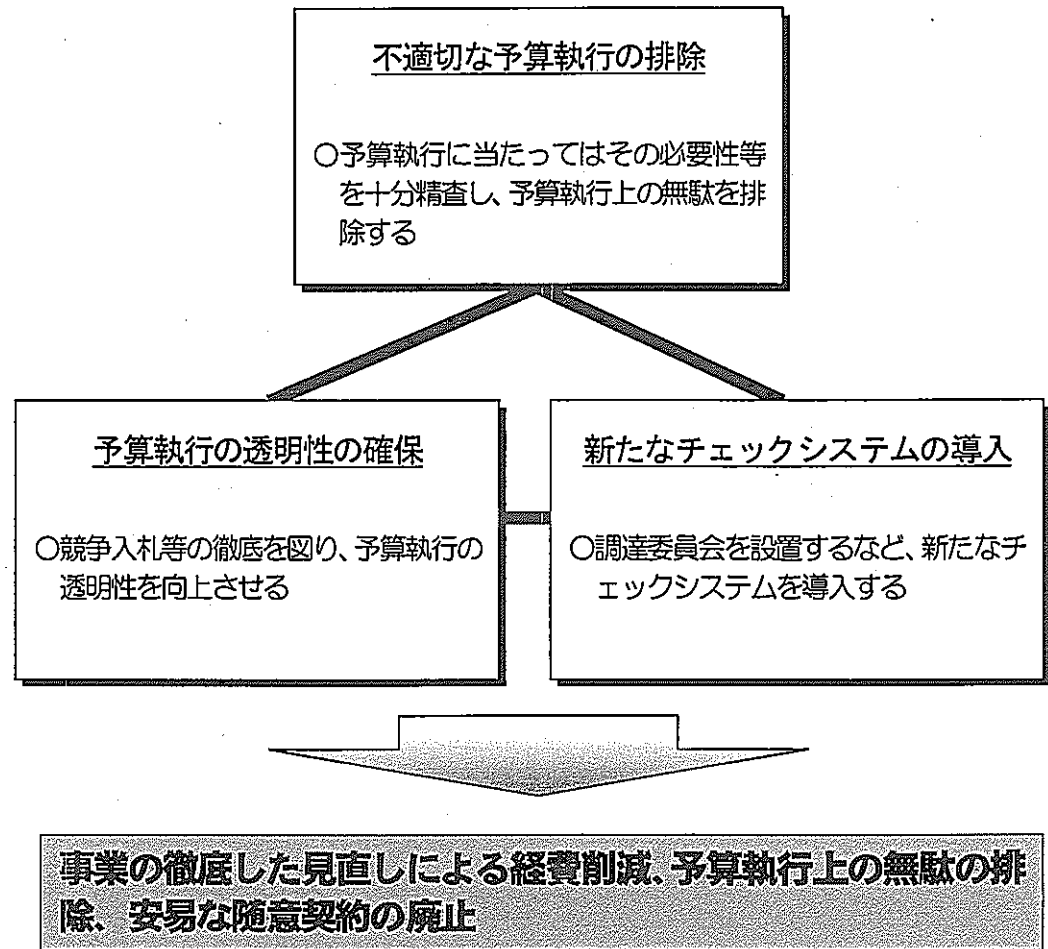
2. 予算執行の透明性の確保等

(1) 現状と対応の方向性

現状



対応の方向性



(2) 具体的方策

ア 不適切な予算執行の排除

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①平成16年度の事務費執行に当たっては、宿舍の建て替え、公用車の購入、交際費の使用は極力行わない※
- ②年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない※
- ③調達コストの削減目標数値を設定し、事務費の徹底した経費削減を実施する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ①社会保険オンラインシステムの刷新可能性調査を踏まえた最適化計画を策定する（17年度）
- ②厚生年金会館や厚生年金病院などの保健・福祉施設を売却する（17年度）
併せて、これらの施設を運営している法人について、廃止を含めた整理合理化を進める

イ 予算執行の透明性の確保

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①調達における競争性・透明性の確保を図り、調達コストを効率化するため、競争入札又は企画競争を原則とする※
- ②社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する（16年度中）

ウ 新たなチェックシステムの導入

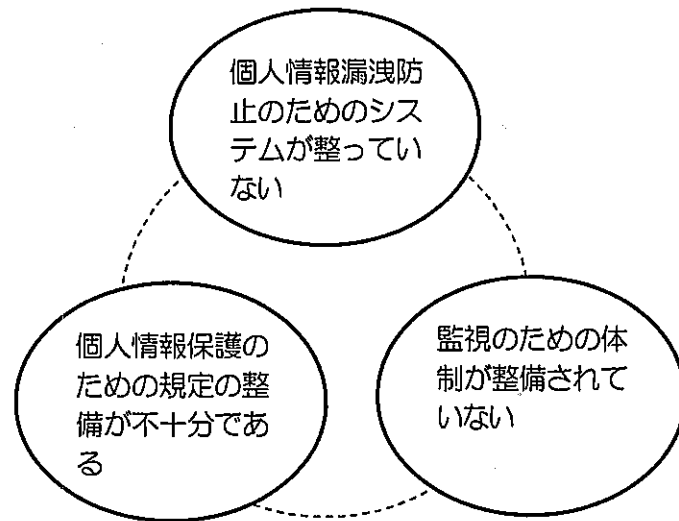
【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①年間を通じた調達の進行管理を行うとともに、一定額以上の調達案件の審査等を実施するため、調達委員会を設置する※
- ②社会保険事務所毎に事業単位での予算の執行状況を把握し、事業コストを管理する（16年度中）
- ③予算執行についての内部監査を強化する（16年度中）
- ④国民の信頼を損なう不祥事案が生じたことを踏まえ、「厚生労働省信頼回復対策推進チーム」の下で、徹底した調査を行うとともに、監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守を図る

3. 個人情報保護等の徹底

(1) 現状と対応の方向性

現状

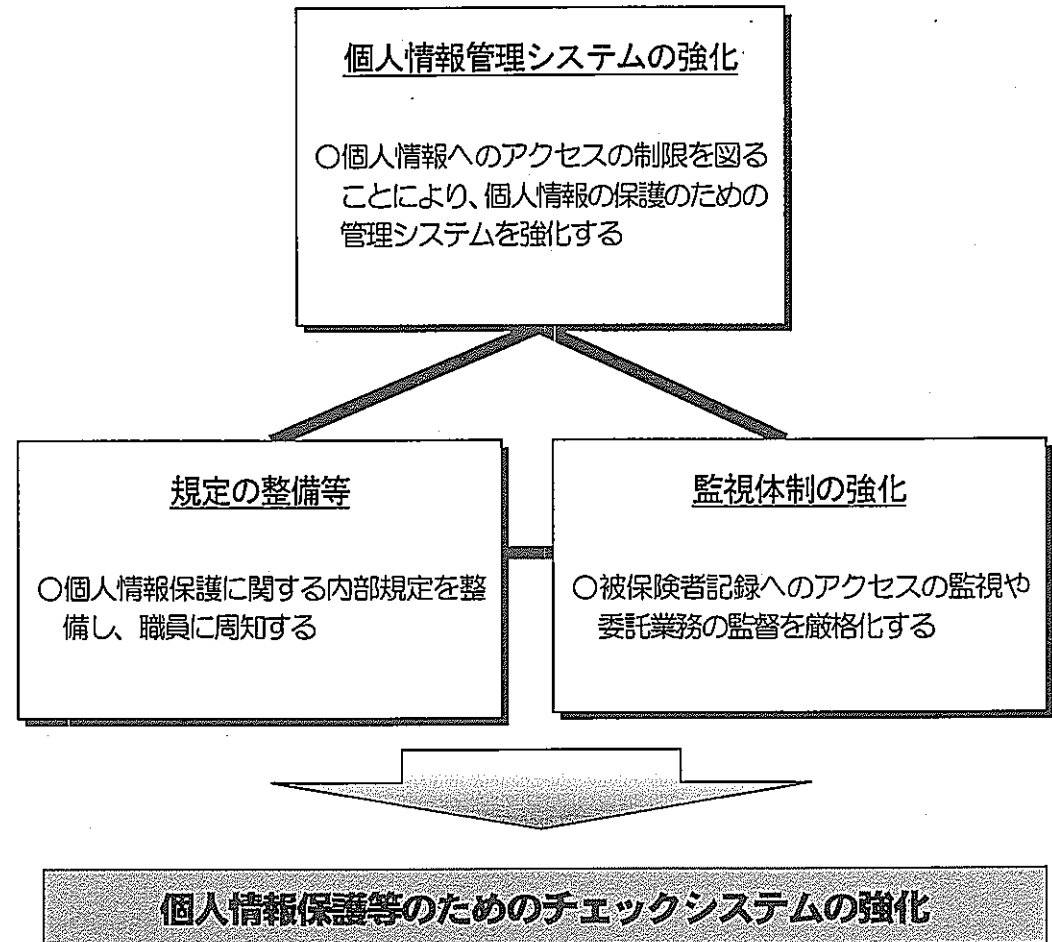


現象

年金加入歴等の個人情報の保護の重要性など職員の倫理意識が足りない

The text is contained within a cloud-shaped bubble.

対応の方向性



(2) 具体的方策

ア 個人情報管理システムの強化

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①端末操作に必要なカードについて、管理責任を明確にするため担当職員毎にカード番号を固定化する※
- ②カードの安全性を確保するため、本人識別のパスワードを登録する仕組みとする※
- ③相談業務以外を担当する職員については、氏名索引照会処理が行えないようカード機能を制限する（16年度中）

イ 規定の整備等

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- 個人情報保護のための措置の確実な実施を図るため、社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程を見直し、職員への周知を徹底する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- 行政機関個人情報保護法の円滑な施行を図るため、開示請求や訂正請求に対応するための窓口設置等の体制を整備する（17年4月）

ウ 監視体制の強化

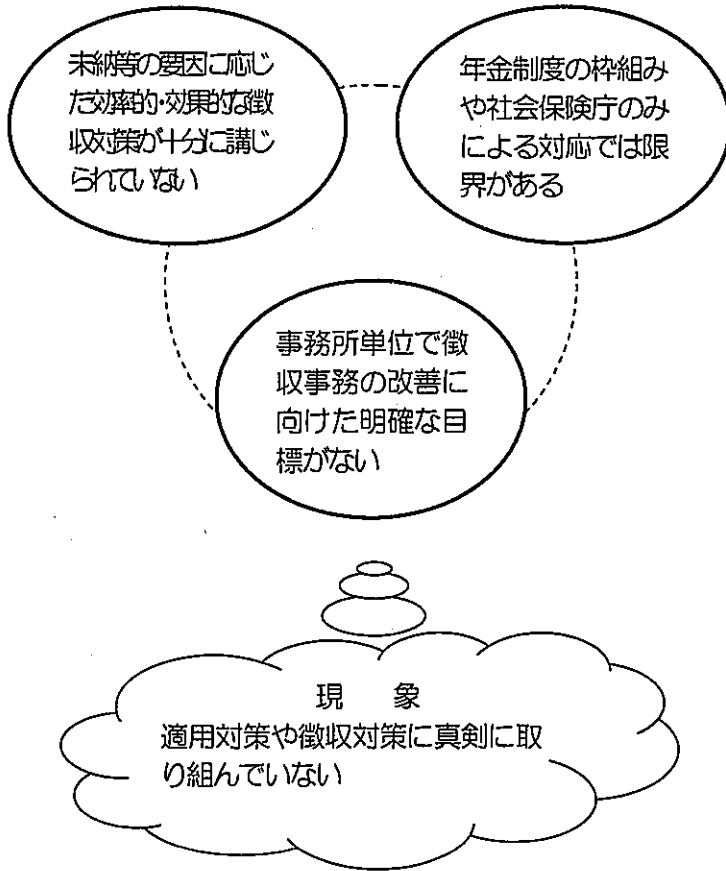
【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①業務目的外の閲覧等について被保険者記録へのアクセス内容を監視できるようにする（16年度中）
- ②個人情報にかかわる業務を委託する場合における委託先の選定、業務の監督等の厳格化を図る（16年度中）

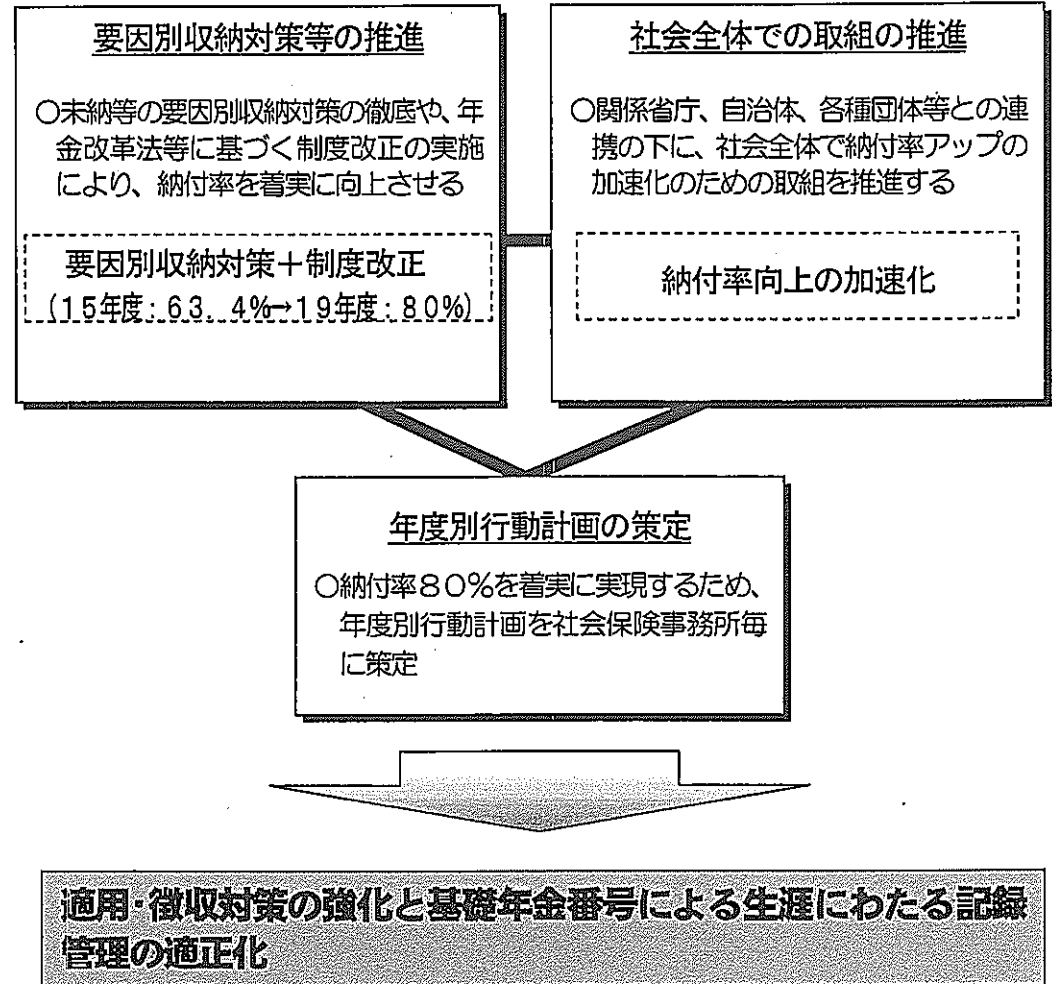
4. 保険料徴収の徹底

(1) 現状と対応の方向性

現状



対応の方向性



(2) 具体的方策

ア 要因別収納対策等の推進

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付等の周知・推進を図り、納付しやすい環境づくりを進める※
- ②被保険者の納付手続きの簡素化や納付忘れの防止を図るため、資格取得時や納付督促時等における口座振替の勧奨を徹底する※
- ③負担能力がありながら未納である約3万人について強制徴収を実施する※
- ④ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きや特例免除制度の周知の徹底を図る※
- ⑤厚生年金・健康保険について、事業所から本年1月から9月までに提出された全喪届の総点検を実施し、違法な脱退の是正を行うとともに、一定規模以上の未適用事業所に対する重点的な加入指導や職権適用を実施する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ①若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を付与する納付猶予制度を導入する（17年4月）
- ②口座振替の活用を促進するため、口座振替割引制度を拡充する（17年4月）
- ③転退職により厚生年金から脱退した者であって一定期間国民年金に加入しない者について職権適用等を実施する（17年4月）
- ④国民年金の資格喪失後、一定期間厚生年金等の加入の届出がない者に対して通知を行い、国民年金の未加入状態の発生を防止する（17年度）
- ⑤未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る（17年度）
- ⑥強制徴収の実施規模の拡大について検討・実施する（17年度）
- ⑦現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除・1/4免除の段階を追加した多段階免除制度を導入する（18年7月）
- ⑧労働保険との徴収事務の一元化について、更に効率化できる事務処理方法等を検討し、可能なものから逐次実現を図る（随時）

イ 社会全体での取組の推進

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、特定地域毎の収納の強化を図る※
- ②商工会などの業界団体へ保険料収納を委託し、地域に根ざした収納活動を実施する（随時、関係団体への協力を依頼）
- ③市町村から所得情報を取得し、所得がある方については強制徴収を実施するとともに、所得の低い方については免除周知を的確に実施する※
- ④保険料納付意識の徹底を図るため、国民年金保険料納付額証明書を発行する（17年2月）
- ⑤中・高校生を対象とした年金教育を拡充する（随時、関係機関への協力を依頼）

【来年度以降に実施する事項】

○以下の事項について検討し、関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下に納付率の向上を加速化させるための取組を推進する（随時）

- ：保険料の未納・未加入者に対する各種資格取得の制限
- ：国民健康保険との保険料徴収事務等における連携
- ：住民基本台帳ネットワークの活用（生存、住所データ）
- ：大学との連携による年金教育の推進、制度の周知徹底
- ：厚生年金が適用されないパート等に対する事業主を通じた周知の徹底

○国民の年金教育について社会保険大学校の活用を図る（17年4月）

ウ 年度別行動計画の策定

【緊急（今年度中）に実施する事項】

○納付率80%（平成19年度）を達成するため、社会保険事務所毎に年度別行動計画の策定を開始する※

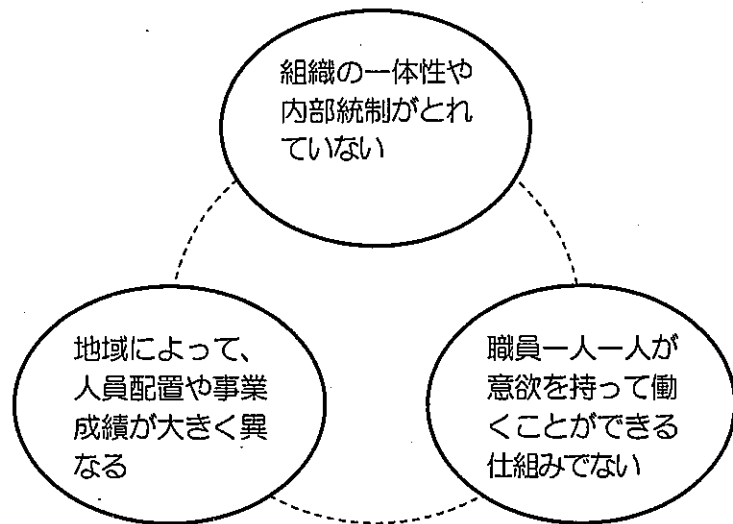
【来年度以降に実施する事項】

○年度別行動計画に基づく達成状況等を確認・検証し、次年度の行動計画の策定等を行う（17年度）

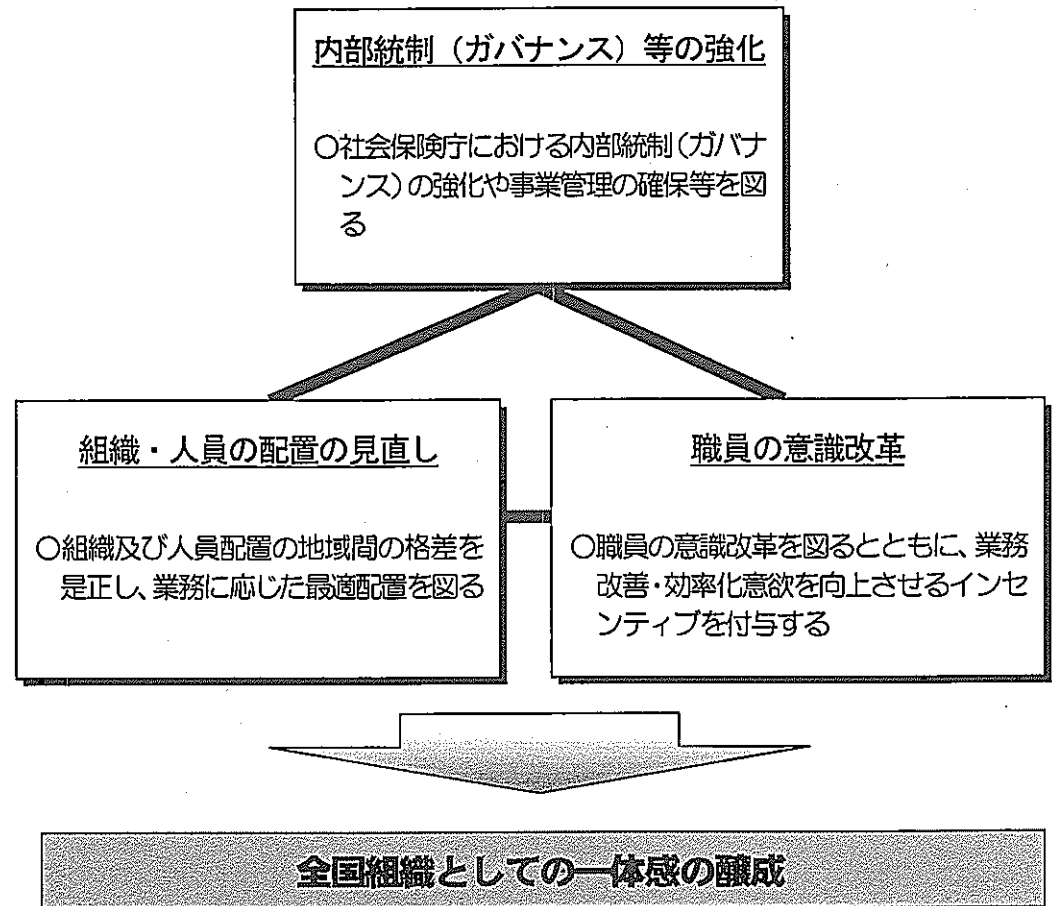
5. 組織の改革

(1) 現状と対応の方向性

現状



対応の方向性



(2) 具体的方策

ア 内部統制（ガバナンス）等の強化

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ① 社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等の事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、労使代表、学識経験者等からなる運営評議会を設置する※
- ② 経済界の協力により顧問的役割を担う者や、プロジェクトリーダー、アドバイザースタッフ等を配置する※
- ③ 法令等の遵守上の問題事例について、職員が通報できる内部通報制度を設け、通報への対応や防止策を検討するコンプライアンス委員会を設置する※
- ④ 年金の給付誤り等の事例が生じた場合には、適切かつ迅速に公表する（随時）

【来年度以降に実施する事項】

- 実績評価と目標設定を明確にして業務管理を行うとともに、社会保険事業計画を全面的に見直す（17年度）

イ 組織・人員の配置の見直し

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、今後の業務の見直し方針を踏まえつつ、段階的な人員配置の見直し計画を策定する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ① 事務所等の拠点の配置を可能なものから順次見直し、効果的な業務の展開を図る（随時）
- ② 地方における好取組事例等の積極的な全国展開を図るとともに、本庁と現場との風通しを良くするため、本庁と地方庁の人事交流を大幅に拡大する（17年度）
- ③ 地方職員の本庁主要ポストへの登用を拡大する（17年度）
- ④ コア業務以外の業務について、業務効率化の観点から外部委託の拡大等を推進する（17年度）

ウ 職員の意識改革

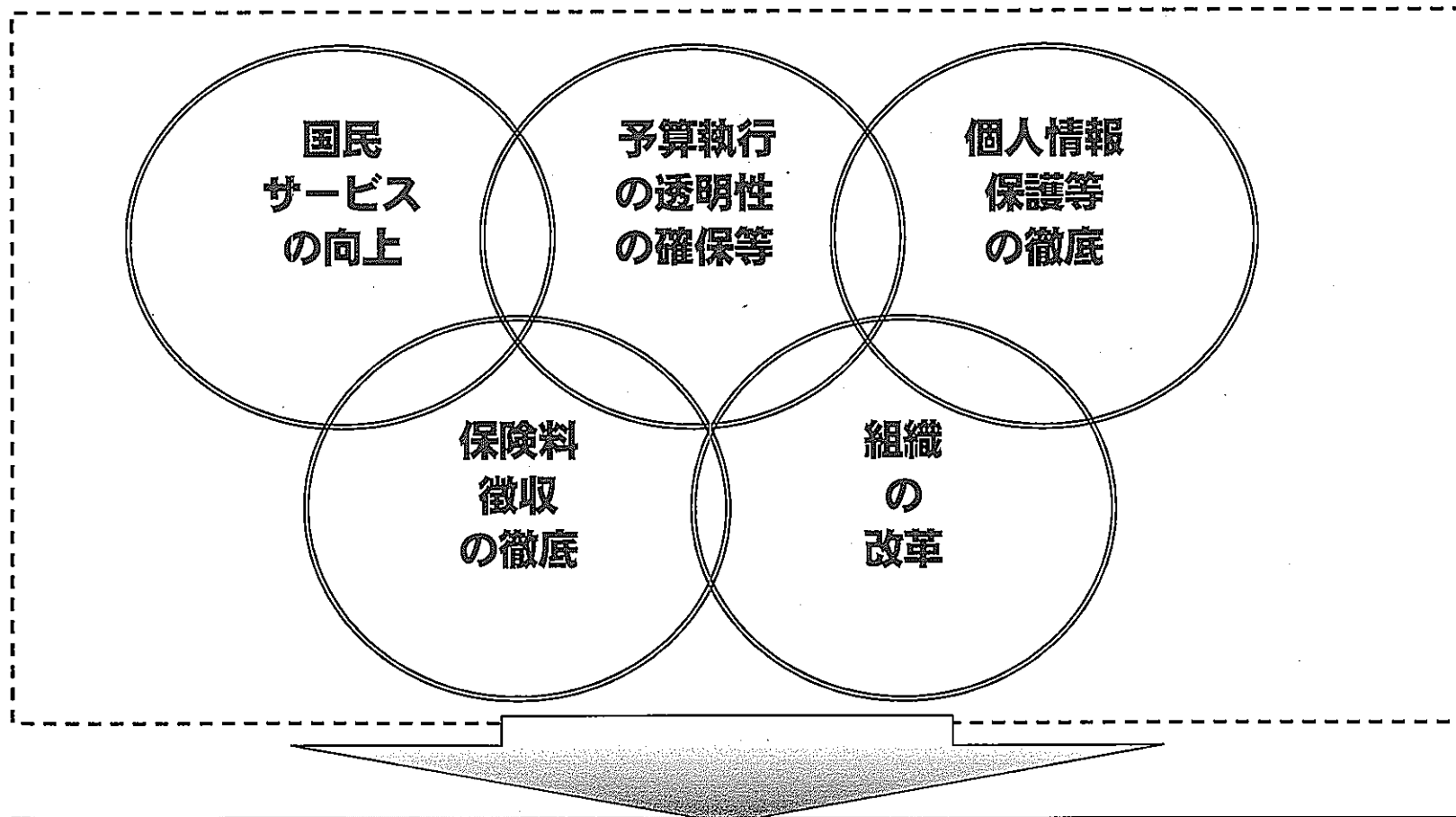
【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①個々の職員が業務改善案を提案できる内部改善提案制度を設ける※
- ②お客様志向の意識改革を図るため、職員行動規範を策定し、徹底する（16年中）
- ③国民のニーズに対応したお客様志向の社会保険サービスを提供するため、職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直しを行う（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ①各事務局・事務所ごとの事業実績を公表して、各事務局・事務所間の競争を促すとともに、効果的な取組を実施した事務所に対して、表彰制度の積極的な活用を図る（17年度）
- ②実績給割合の拡大など国民年金推進員及び職員の給与の在り方について、公務員制度改革の動向を踏まえつつ検討する

6. 組織の在り方の見直し



○社会保険業務の効率化・サービスの向上を踏まえつつ、社会保険業務にふさわしい組織形態の在り方や民営化又は外部委託できる部門の範囲について検討

国民年金保険料収納にかかる行動計画（アクションプログラム）

1. 策定の背景

昨年8月及び本年7月に開催された「国民年金特別対策本部会議」において、国民年金保険料の納付率を、当面、平成19年度までに80%に引き上げることが決定された。この目標達成に向けて「緊急対応プログラム」において、各地方社会保険事務局及び事務所毎に地域の特性等を踏まえた年度別行動計画（アクションプログラム）を策定することが盛り込まれたところであり、今般、その策定結果をとりまとめたものである。

2. 策定の基本的な考え方

- 各事務局、事務所が地域特性を考慮して主体的に策定したもの。
- 今回の行動計画の内容は、平成19年度までの年度別目標納付率及び平成16年度中の具体的な対策毎の月別行動目標で構成。

(1) 年度別目標納付率

- ・ 平成15年度実績をもとに法律改正の影響を見込んだ平成19年度までの目標納付率。
- ・ 各事務局及び事務所は、20歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された平成9年度の納付実績値を平成19年度の目標値として策定。

(2) 平成16年度中の具体的な対策毎の月別行動目標

- ・ 月別行動目標は、未納者の特性に応じて①催告状、②電話督促、③戸別訪問、④集合徴収、⑤口座振替加入などを中心とした納付督促対策と申請免除等の勧奨対策について策定。
- ・ 各月毎の達成状況を進捗管理し、必要に応じて逐次見直しを行う。
- ・ 平成16年度の実施結果を踏まえて、効果的な対策にシフトするなどにより、翌年度の行動計画の策定を行う。

3. 行動計画

(1) 年度別目標納付率

全 国	平成15年度 実績	平成16年度 目標	平成17年度 目標	平成18年度 目標	平成19年度 目標	(参考) 平成9年度 検認率(%)
納付対象月数(万月)	21,276	20,880	20,179	19,352	18,558	
納付月数(万月)	13,492	13,716	14,020	14,423	14,847	
納付率(%)	63.4	65.7	69.5	74.5	80.0	79.6

(2) 平成16年度中の主要な対策毎の行動目標

平成16年度の行動(目標)			
催告状発送件数 (万件)	電話納付督促件数 (万件)	戸別訪問督促件数 (万件)	集合徴収案内状発送 件数(万件)
4,149	635	1,312	1,726

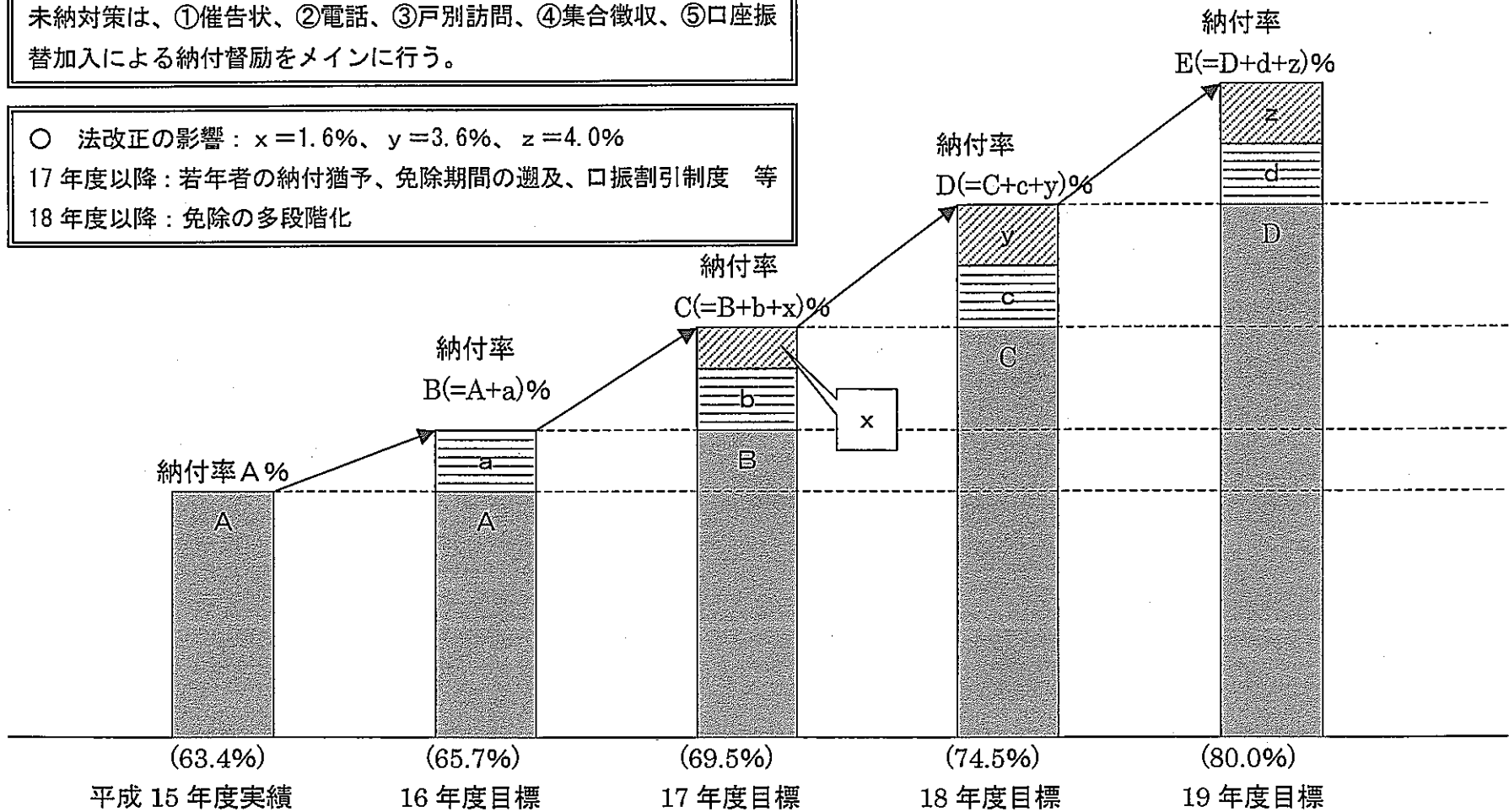
(参考) 法律改正事項の納付率への影響

	17年度平均	18年度平均	19年度平均
口座振替割引制度(17.4施行)	0.3%	0.7%	0.7%
申請免除の承認期間の遡及(17.4施行)	0.4%	0.7%	0.7%
若年者の保険料納付猶予制度(17.4施行)	0.9%	2.5%	2.5%
全額申請免除(単身世帯)の拡大(17.7施行)	0.1%	0.4%	0.4%
免除の多段階化(18.7施行)	0.0%	1.0%	4.9%
合計	1.6%	5.2%	9.2%

年度別目標納付率の概念

○ 未納対策： a = 2.3%、 b = 2.2%、 c = 1.4%、 d = 1.5%
 未納対策は、①催告状、②電話、③戸別訪問、④集合徴収、⑤口座振替加入による納付督促をメインに行う。

○ 法改正の影響： x = 1.6%、 y = 3.6%、 z = 4.0%
 17年度以降：若年者の納付猶予、免除期間の遡及、口振割引制度等
 18年度以降：免除の多段階化



「社会保険庁は変わります」宣言

平成16年11月26日
社会保険庁長官 村瀬 清司

はじめに

社会保険庁の事業運営のあり方等については、先の通常国会における年金改正法案の審議やマスコミの報道等において、

- ・ 利用者の立場や目線に立ったものとなっていないのではないか
- ・ 個人情報保護の重要性について十分に認識していないのではないか
- ・ 国民の皆さんからお支払いいただいた保険料や税金を保険給付以外に安易に使っているのではないか

などの様々な御指摘をいただきました。

また、9月には、社会保険庁の幹部職員が収賄容疑で逮捕されるという不祥事があり、国民の皆様の信頼を著しく損ねる結果となったことは誠に遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。

公的年金制度等の社会保険制度は、国民の皆様から信頼をいただいてこそ成り立つものであり、損なわれた信頼を回復するために、こうした御指摘等の一つひとつをしっかりと受けとめ速やかに変えるべく、社会保険庁の抜本的な改革に着手しました。

具体的な取組としては、まず9月に、国民サービスの向上、予算執行の透明性の確保、個人情報保護の徹底、保険料徴収の徹底、組織の改革の5つの柱にわたる業務改革メニューとして「緊急対応プログラム」を策定しました。

今後、「緊急対応プログラム」に掲げた80の事項について、民間の発想や感覚を思い切って導入しながら、実施可能なものから逐次速やかに着手してまいります。

こうした中で、11月6日から12日までの年金週間には、社会保険事務所における年金相談について、初めて土日にも実施するとともに、平日における相談時間も午後7時まで延長しました。

また、大変厳しい状況にある国民年金の徴収について、納付率を平成19年度までに80%にするという目標の実現に向けて、新たに、社会保険事務所ごとに具体的な行動計画を策定するとともに、毎月の納付率の状況を公表するという取組にも着手しました。

この機会に改めて「社会保険庁は変わります」宣言として、今後、社会保険庁が具体的にどのように変わっていくかを国民の皆様にも明らかにし、職員一人ひとりの手によって、これらの取組を確実に成し遂げていくことをお約束いたします。

1 国民サービスの向上

(1) 「サービス推進課」(仮称)の新設

国民の視点に立ったお客様志向の社会保険サービスを実現するため、来年1月に社会保険庁総務部に「サービス推進課」(仮称)を新設(従来の地方課を発展的に改組)し、国民の皆様から寄せられる御意見等をサービスの改善につなげる組織を挙げての取組を推進します。

(2) 年金相談時間の拡大

高齢化や年金への関心の高まり等により急増している年金相談について、働いている方等も相談を受けやすくし、待ち時間も短縮します。

このため、既に、昼休み時間帯における相談、年金週間における平日夜間と休日の相談などを実施してきましたが、さらに、

- ① 12月6日より、毎週月曜日に相談時間を延長するとともに、
 - ② 来年1月22日より、休日における年金相談をモデル的に実施するほか、
 - ③ 今年度中に予約制による相談もモデル的に実施し、
- これらの利用者の状況を分析した上で、来年度から本格的な実施を図ります。

(3) 年金相談体制の拡充

既に、混雑の著しい社会保険事務所を中心として、年金相談窓口を増設していますが、年金相談に専門に対応する年金相談センターの増設(平成16年度中に2ヶ所増設)や年金電話相談センターの増設(平成16年度中に13ヶ所増設)を行います。

当面の対策として、これらの取組を速やかに実施するとともに、年金相談にわざわざ行く必要を極力なくすため、以下の取組を進めていきます。

(4) 年金個人情報提供の推進

年金の加入状況や受給見込額について、今年度中に公的個人認証サービス等の活用による本人確認を行いつつ、インターネットで365日24時間受け付けるサービスを開始し、さらに17年度には年金加入状況について即時に回答する仕組みを整備します。

また、毎年度、すべての被保険者の方に対して、保険料の納付記録等をお知らせする仕組みを構築することとし、まず17年度には国民年金第1号被保険者に対するサービスを開始します。

(5) 年金裁定請求書の事前送付(ターンアラウンド方式)の実施

年金裁定請求書には様々な事項を記入する必要がありますが、来年度より、年金支給年齢に達する直前に、社会保険庁が保有している情報をもとに、年金裁定請求書にあらかじめ基本項目や年金加入履歴を印字したものを送付する、ターンアラウンド方式を実施し、請求される方の御負担を軽減します。

(6) 各種通知書等の見直し

年金の各種書類については、「記入が難しい」、「記載内容が分かりにくい」等の御意見をいただいていることから、書類への記載を分かりやすくするため、今年度中に各種通知書等の総点検を実施し、計画的な見直しを進めます。

(7) 社会保険事務所等における電話・窓口対応の改善

社会保険事務所等における電話や窓口での対応態度の改善を図り、御相談いただいた方に対して、必要な情報を親切・適切・丁寧に説明するとともに、気持ちよくサービスを利用していただくための取組を進め、お客様志向の社会保険サービスを徹底します。

2 予算執行の透明性の確保

(1) 調達コスト削減目標の設定

事務費の徹底した経費削減を行うため、予算の執行に当たっては、調達委員会において、その必要性を十分に精査し無駄を排除するとともに、今年度中に調達コストの削減目標数値を設定します。

(2) 社会保険オンラインシステムの最適化計画の策定

国民の皆様年金等に関する個人情報管理している「社会保険オンラインシステム」について、今年度実施しているシステムの刷新可能性調査の結果を踏まえ、来年度中に効率的で効果的なシステムを構築するための最適化計画を策定します。

(3) 年金福祉施設等の売却

被保険者の方の福祉の増進のために設置してきた厚生年金病院、厚生年金会館等の年金福祉施設等については、今後、保険料を投入いたしません。また、平成17年度からの5年間に売却を進めます。

(4) 社会保険事務局等の賃料の見直し

民間の賃貸ビルに入居している各都道府県社会保険事務局等について、現在の賃料が適切かどうか今年度中に十分な検証を行い、その結果をもとに価格交渉や移転を行うなど、コストの徹底的な削減を図ります。

3 個人情報保護の徹底

国民の皆様個人情報を確実に保護し、漏えいを防止するためのシステムを整備します。

既に、端末操作に必要なカードについて、担当職員ごとにカード番号を固定化し、本人識別のパスワードを登録する仕組みとしましたが、今年度中に被保険者記録へのアクセスがあった場合には監視できるようにするなどのシステム整備を完了します。

4 保険料徴収の徹底

(1) 要因別収納対策の推進

国民年金保険料の平成15年度の納付率は63.4%であり、依然として厳しい状況にあります。平成19年度には納付率を80%に回復させるとい

う目標の達成に向けて、

- ①負担能力がありながら納付義務を果たしていただけない方には、本年10月より市町村から提供されることとなった所得情報を活用しながら、強制徴収を実施し、
- ②所得の少ない方には、同様に所得情報を活用して免除制度の周知を図り、
- ③若い方向けには、口座振替の勧奨や、本年度からコンビニ・インターネットでも保険料が納められるようになったことを周知するなど、未納の原因に応じた対策を着実に推進します。

また、来年4月からは、若年の学生・無業者の方々などは保険料を追納できる「納付猶予制度」や、1月分でも前納すれば保険料が割引となる「口座振替割引制度」が導入され、平成18年7月からは、免除制度について、現在の全額免除、半額免除に加えて、所得に応じて3/4または1/4免除の段階を追加した「多段階免除制度」が導入されますので、これらの周知を図っていきます。

(2) 社会保険事務所ごとの年度別行動計画の策定・推進

平成19年度の納付率80%を確実に達成するため、新たに社会保険事務所ごとに各年度の目標納付率や具体的な納付督促対策を掲げた行動計画（アクションプログラム）を策定しました。

行動計画に基づく取組状況については、毎月、本庁に報告させ、十分な進捗管理を行うとともに、今後も毎年度、達成状況を確認・検証した上で、実効性のある次年度の行動計画を策定します。

5 組織の改革

(1) 人員配置の地域間格差の是正等

社会保険事務局や社会保険事務所については、平成11年度までは各都道府県の組織であったことから、全国を見渡せば、現在のところ、業務量に応じた職員配置とはなっていません。

このため、今年度中に各社会保険事務局・事務所ごとの業務別業務量を算出した上で、最適な人員配置を実現するための人員配置見直し計画を策定し、来年度から地域間格差の是正に着手します。また、来年度より、本庁と地方庁、地方庁間の人事交流を大幅に拡大します。

(2) 外部委託の拡充

現在、社会保険庁が実施している業務について、今後とも、社会保険庁だけで実施していくことは非効率です。「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本として、国民年金保険料の収納業務や年金相談業務等について、外部委託の思い切った拡大を進めます。

(3) お客様志向の意識の徹底

お客様志向の社会保険サービスを実現するためには、職員の意識改革を徹底することが必要であり、近く、職員行動規範を策定するとともに、今年度中に職員研修の体系やカリキュラムの抜本的な見直しを行います。

(4)各事務局・事務所間の競争の促進

社会保険事務局や社会保険事務所ごとの様々な事業実績を公表して競争を促し、やる気を刺激することにより、より効率的・効果的な事業の実施を実現します。

おわりに

以上のような様々な取組を民間の発想や感覚を大胆に導入して進めるために、経済界の御協力もいただき、民間から2名の最高顧問をお迎えするとともに、庁内に設置した改革推進本部に、サービス向上改革・システム改革・保険料徴収改革の3つの課題を担当する3名のプロジェクトリーダーや、予算執行の透明性の確保を担当するアドバイザースタッフ、個人情報保護を担当する顧問弁護士を配置しました。

さらに、12月上旬までには、民間や地方などから総勢20名の改革意欲に富むスタッフを集め、改革プロジェクトの実施体制の整備を完了させます。今後、このような新たな体制の下で、改革のためのさらなる取組を進めます。

また、9月には、社会保険庁に「社会保険事業運営評議会」を設置し、保険料拠出者や学識経験者の方々に御参集いただき、当面は月に1回、社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性を外部の目からチェックしていただいています。運営評議会での御指摘もいただきながら、業務運営の改善に日々努めてまいります。

さらに、10月から、「長官への手紙、長官へのメール」を開始し、「国民の声」報告体制を整備したところ、多くの皆様から業務の改善やサービスの向上などについての貴重な御提言をいただいています。今後、こうした御提言も積極的に活用させていただきながら改革を進めてまいります。

また、社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を進めていただく場として、8月に内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置されました。有識者会議においては、社会保険庁の組織の在り方についても御議論いただいております。来年の夏を目途に最終的なとりまとめを行っていただきます。

今、社会保険庁改革は動き出しました。国民の皆様からいただきました様々な御批判が一日も早く過去のものになり、国民の皆様から信頼される社会保険庁に生まれ変わるために、全職員が心を一つにして改革の取組に邁進してまいります。

「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について

厚生労働省

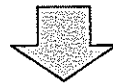
社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁改革基本法
第16条第6項)

(厚生労働大臣策定)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

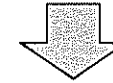
目標に対する実績の評価



目標設定
(2月)



実績報告
(翌年6月末)



実績評価
(翌年8月末)

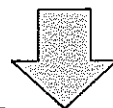
社会保険庁

社会保険事業計画

○ 具体的な事業運営方針及び実施計画を策定 (3月)



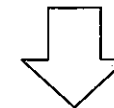
- 進捗管理 (毎月集計)
- 年間の実績とりまとめ
- 翌年の計画への反映



全体計画案を示して地方
計画を策定指示 (2月)、
調整後に確定 (3月)



進捗報告 (LAN)
実績報告
意見・要望提出



ヒアリング、指導・監察
(サービス推進課・社会保険
指導室、及び所管各課)

地方社会保険事務局

社会保険事務局事業計画

○ 社会保険事業計画を基本とし、各社会保険事務局の実情を踏まえ、
社会保険事務局と社会保険事務所が取り組む事業計画を策定 (3月)



- 進捗管理 (毎月集計)
- 年間の実績とりまとめ
- 翌年の計画への反映

